は、おおいなります。

第1期横瀬町でも計画

令和7年度~令和11年度



近年、我が国におけるこどもに関する問題は、少子 化のみならず、教育、保育、貧困、虐待などさまざまな 分野における課題が見受けられます。国としてもすべ てのこどもや若者が、将来にわたって幸福な生活を送 ることができる社会の実現を目指して、こども基本法 を令和5年に施行するとともに、同年、こども家庭庁 を設立し、こどもまんなか社会の推進に向けて、多岐 にわたる政策を進めております。



横瀬町保育所の園児と、寺坂棚田に設置した町長かかし

横瀬町ではこれまでに、小学生と対面して町に対

する意見を聞く「こども懇談会」が令和6年で25回目を迎え、またキッズスペースを役場庁舎内の中心に据え、多数の大人が見守れるレイアウトへ改修するなど、ソフト面からハード面に至るまで、こどもに向き合った施策を推進してきました。また令和6年10月には「すくすくエール 横瀬町こども家庭センター」を健康子育て課内に設置し、母子保健機能及び児童福祉機能の円滑な連携体制を構築し、子育て等に対する支援体制をさらに強化しました。

こうした中、横瀬町の子育て支援に関して、平成 27 年より「横瀬町子ども・子育て支援事業計画」 を第1期、第2期と策定いたしましたが、こども基本法において位置付けられるこども大綱を勘案し、 さらに幅広い年代の支援方針を定め、こども政策を推進するために、第3期にあたる計画を「第1期 こども計画」として策定する運びとなりました。

こども基本法においては、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」として、より幅広い年代に対して支援できる体制が求められております。横瀬町としてもすべてのこども・若者それぞれが持つ多様な価値観を受け入れ、町民一人ひとりのその人らしい幸せ"ウェルビーイング"が実現できる町を目指します。町民の皆様におかれましては、本町の児童福祉行政の推進に、なお一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やヒアリングに御協力いただきました多くの皆様、 そして、貴重なご意見、ご審議をいただきました横瀬町子ども・子育て審議会の委員の皆様をはじめ とする関係者の方々に対し、心より御礼申し上げます。

令和7年3月

横瀬町長 富田能成

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと期間	2
3 計画の策定体制	3
第2章 横瀬町のこども・若者をめぐる状況	4
1 人口の動向	4
2 保育·教育の状況	8
3 婚姻及び出産の動向	11
4 就業の状況	13
5 ニーズ調査から把握される状況	14
6 ヒアリング調査から把握される状況	24
7 前回計画期間の事業実施状況	29
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 本計画の基本理念	35
2 施策の体系	37
第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策	40
1 教育・保育提供区域の設定	40
2 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	41
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	46
第5章 こども施策の展開	55
基本目標1 すべてのこども・子育て家庭への支援	
基本目標2 親子の健康の維持及び増進	62
基本目標3 支援を必要とするこども・若者・子育て家庭へのきめ細かな取り組	みの推進 66
基本目標4 健やかな成長を支える地域の教育環境の整備	70
基本目標5 安心して生活できる環境の確保	75
第6章 計画の推進に向けて	79
1 推進体制の充実	79
2 教育・保育の一体的提供と体制の確保	80
資料編	81
1 計画策定の経過	81
2 横瀬町子ども・子育て審議会条例	82
3 横瀬町子ども・子育て審議会委員名簿	84
/ □ □ > > >	0.5

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

こどもは、社会の未来をつくり上げていく存在であり、その存在を抜きにして社会の将来を語ることはできません。こどもが健やかに育ち、生活できる環境が整備されていることは、社会にとって非常に重要なことです。

一方、我が国の少子化は急速に進行し続けています。埼玉県においても、合計特殊出生率が低下傾向にあり、令和4年には1.17という数値になっています。これは、人口を維持するのに必要な水準(人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07程度)を大きく下回っている状況です。

これに加え、地域でのつながりの希薄化や子育て家庭の孤立、居場所の減少等、こども・若者を取り巻く環境は多くの面で変化が生じています。また、近年では新型コロナウイルス感染症の流行等もあり、環境には一層の変化が生じてきました。こうした状況を踏まえ、こどもや子育てに対する支援体制を整備し、こどもが健やかに育ち、生活できる環境をつくり上げていく必要があります。

このような中、国では令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月には既存の「少子 化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が「こども大綱」 に一元化される等、こども施策を総合的かつ一体的に進めるための体制が整備されてきています。

本町では、令和2年3月に「第2期横瀬町子ども・子育て支援事業計画」(以下「前回計画」という。)を策定し、子育て支援のための各施策を推進してきました。この前回計画は、令和6年度をもって期間終了となることから、本町における一層の子育て環境の充実と、こども施策をより一体的に進めていくことを目的として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第1期横瀬町こども計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置付けと期間

(1)計画の位置付け

「第1期横瀬町こども計画」は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として位置付けられるものであり、「こども大綱」に一元化される「子供・若者育成支援推進大綱」「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」を踏まえた計画として策定します。また、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」として位置付けます。

また、本計画は「横瀬町総合振興計画」及び「横瀬町地域福祉計画」を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図ります。

(2)計画の期間

前回計画は、令和6年度末に終了します。本計画では、その翌年度を初年度として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

年度 令和11年度	令和10年度	令和9年度	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	ら計画	横瀬町こども	第1其		画	第2期横瀬町子ども・子育て支援事業計画			
	(本計画)				(前回計画)				
	5計画		第1期			支援事業計		第2期横瀬町- -	ÿ



3 計画の策定体制

本計画は、児童福祉法第8条第3項及び子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づく「横瀬町子ども・子育て審議会」を中心とした審議を通して策定しました。策定の上では、町民へのアンケート調査やヒアリング調査、前回計画の評価、パブリックコメントの実施等により、こども・若者に関する状況や町民の意向等を把握し、計画に反映させました。

(1)横瀬町子ども・子育て審議会

児童福祉法第8条第3項及び子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づく機関であり、保護者、こども・子育て支援事業者等で構成されています。

(2)アンケート調査の実施

本計画の策定に際し、子育て環境の状況やご意見・ご要望を把握することを目的として、就学前児 童保護者と小学生児童保護者を対象とした、アンケート調査を実施しました。

なお第2章にて、調査結果の抜粋を掲載しています。

(3)ヒアリング調査の実施

本計画の策定に際し、こども・若者の生活環境やご意見・ご要望を把握することを目的として、町内の中学生や地域活動を担う20~30代の若者、また町役場の若手職員を対象とした、ヒアリング調査を実施しました。

調査結果は調査対象者のプライバシーへの配慮を踏まえた上で、第2章にて調査結果の抜粋を掲載しています。

(4)パブリックコメント

令和7年1月7日~令和7年2月5日にかけて、公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、町民からの意見を募ることで、計画策定に町民の声を反映させました。

本章では、前回計画の期間である令和2年から令和6年の間を中心とした、本町における子ども・ 子育てに関する状況の変化や、現状について述べます。

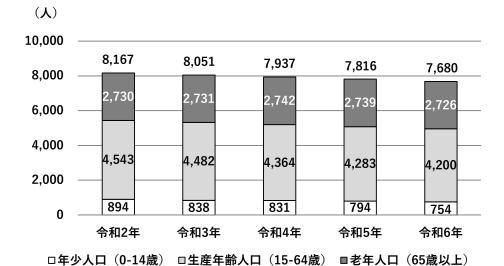
1 人口の動向

(1)人口の推移

本町の総人口は、令和6年4月1日時点で7,680人となっており、令和2年から令和6年にかけて 減少傾向にあります。

年齢区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は令和2年から令和6年にかけて減少が続いています。また、増加傾向にあった老年人口についても、令和4年以降は減少に転じています。

■町の人口の推移(年齢区分別)



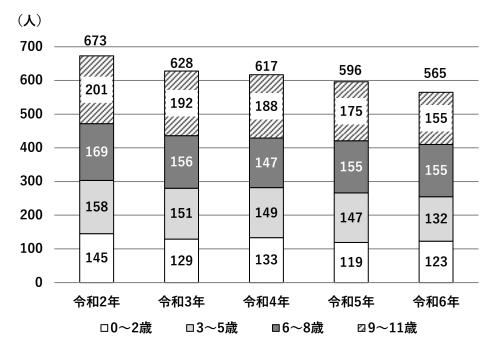
出典:住民基本台帳(外国人を含む)(各年4月1日時点)

(2)児童数(0~11歳)の推移

児童数(0歳~11歳)は、令和6年4月1日時点で565人となっており、令和2年から令和6年にかけて減少傾向にあります。

年齢区分別にみると、「3~5歳」「9~11歳」は令和2年から令和6年にかけて減少傾向にあるのに対し、「0~2歳」「6~8歳」は増減を繰り返しています。

■町の児童数(0~11歳)の推移(年齢区分別)



出典:住民基本台帳(外国人を含む)(各年4月1日時点)



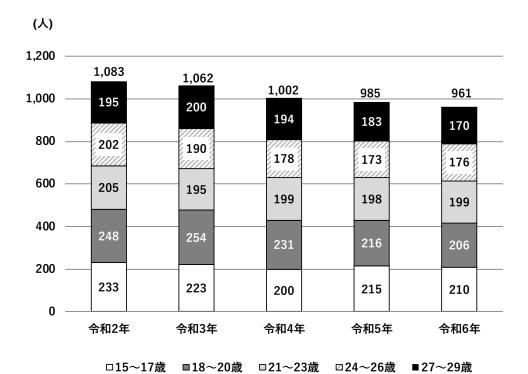
(3)若者数(15~29歳)の推移

若者数(15~29歳)は、令和6年4月1日時点で961人となっており、令和2年から令和6年にかけて減少傾向にあります。

令和2年から令和6年にかけて、「18~20歳」は42人減少しており、他の年齢区分と比べて特に 5年間の差が大きくなっています。

一方で、令和2年から令和6年にかけて、「21~23歳」は6人の減少となっており、他の年齢区分と比べて5年間の差が小さくなっています。

■町の若者数(15~29歳)の推移(年齢区分別)

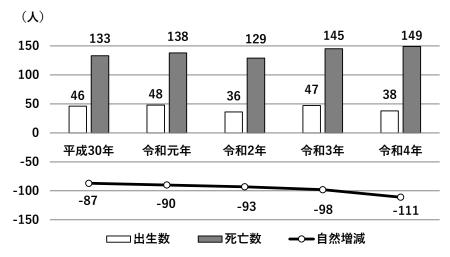


出典:住民基本台帳(外国人を含む)(各年4月1日時点)

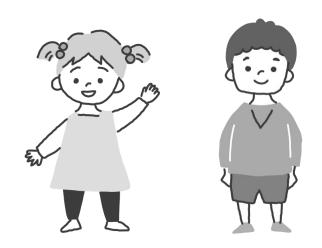
(4)自然動態

平成30年から令和4年にかけて、死亡数が出生数を上回っており、自然減の状態が続いています。

■町の自然動態



出典:埼玉県の人口動態概況



2 保育・教育の状況

(1)認可保育所入所児童数の推移

令和6年度4月現在、本町における認可保育所は横瀬町保育所の1か所です。町内の認可保育所の 入所児童数は令和2年度から令和6年度にかけて減少傾向にあり、定員数はゆとりのある状況が続いています。

■認可保育所入所児童数等の推移(各年度4月1日時点)

	町内の認	可保育所	入所児童数(人)			
	保育所数	定員数	۵ ≡ ⊥	利用施設0	D町内外内訳	
	(か所)	(人)	合計	町内の施設を 利用する 町内児童数	町外の施設を 利用する 町内児童数	
令和2年度	1	90	48	32	16	
令和3年度	1	90	49	34	15	
令和4年度	1	90	47	33	14	
令和5年度	1	90	38	25	13	
令和6年度	1	90	36	28	8	

		入所児童数の内訳(人)							
	2号認定(3~5歳)		3号認定	(1・2歳)	3号認定(0歳)				
	町内の施設 を利用する 町内児童数	町外の施設 を利用する 町内児童数	町内の施設 を利用する 町内児童数	町外の施設 を利用する 町内児度数	町内の施設 を利用する 町内児童数	町外の施設 を利用する 町内児童数			
令和2年度	24	8	7	8	1	0			
令和3年度	23	9	9	6	2	0			
令和4年度	21	8	11	3	1	3			
令和5年度	18	9	6	4	1	0			
令和6年度	17	3	11	5	0	0			

出典:横瀬町(各年度4月1日時点)

(2)認定こども園就園児童数の推移

令和6年度4月現在、本町における認定こども園は幼保連携型認定こども園秩父ほうしょう幼稚園の1か所です。認定こども園の就園児童数は令和2年度から令和6年度にかけて増減を繰り返していますが、定員数はゆとりのある状況が続いています。

■認定こども園就園児童数等の推移(各年度4月1日時点)

	町内の認定	こども園		就園児童数(人)
	認定こども園数	定員数	Δ≞L	利用施設の	町内外内訳
	(か所)	(,)	合計	町内の施設を 利用する 町内児童数	町外の施設を 利用する 町内児童数
令和2年度	1	205	172	141	31
令和3年度	1	205	162	136	26
令和4年度	1	205	169	146	23
令和5年度	1	205	157	144	13
令和6年度	1	205	165	140	25

		就園児童数の内訳(人)								
	1号認定(3~5歳)	2号認定(3~5歳)	3号認定(1·2歳)		3号認定(0歳)			
	町内の	町外の	町内の	町外の	町内の	町外の	町内の	町外の		
	施設を	施設を	施設を	施設を	施設を	施設を	施設を	施設を		
	利用する	利用する	利用する	利用する	利用する	利用する	利用する	利用する		
	町内児童数	町内児童数	町内児童数	町内児童数	町内児童数	町内児童数	町内児童数	町内児童数		
令和2年度	55	12	54	15	31	2	1	2		
令和3年度	57	13	52	9	26	3	1	1		
令和4年度	60	13	53	7	31	3	2	0		
令和5年度	60	7	49	4	34	2	1	0		
令和6年度	56	15	49	7	34	3	1	0		

出典:横瀬町(各年度4月1日時点)

(3)小学生児童数の推移

本町における小学校は、平成21年度に芦ヶ久保小学校が横瀬小学校に統合してから、1校となっています。

総児童数は、令和元年度から令和5年度にかけて減少傾向にあります。

■小学生児童数の推移(各年度5月1日時点)

	総児童数		学年別児童数(人)				
	(人)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和元年度	392	53	64	64	60	75	76
令和2年度	366	50	53	65	64	59	75
令和3年度	344	50	52	53	67	63	59
令和4年度	329	46	49	51	54	66	63
令和5年度	325	56	47	50	52	54	66

出典:学校基本調查(各年度5月1日時点)

(4) 放課後児童クラブ(学童保育室)利用児童数の推移

本町の放課後児童クラブ(学童保育室)利用児童数は、令和元年度から令和4年度では増減しておらず、令和5年度では令和4年度よりも4人減少しています。

また、学年別にみると、4年生までの利用が主となっています。

■放課後児童クラブ(学童保育室)利用児童数等の推移(各年度4月1日時点)

		س الت (الم			学年	別利用	児童数(人)	
	実施か所数	定員数(人)	総利用 児童数 (人)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和元年度	1	50	55	7	13	16	9	7	3
令和2年度	1	50	55	13	10	18	11	3	0
令和3年度	1	50	55	9	13	13	16	4	0
令和4年度	1	50	55	12	8	18	10	5	2
令和5年度	1	50	51	10	13	16	10	2	0

出典:横瀬町(各年度4月1日時点)

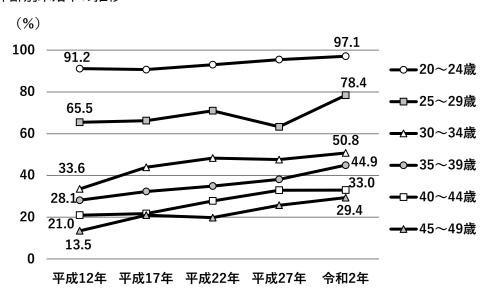
3 婚姻及び出産の動向

(1)未婚率の推移

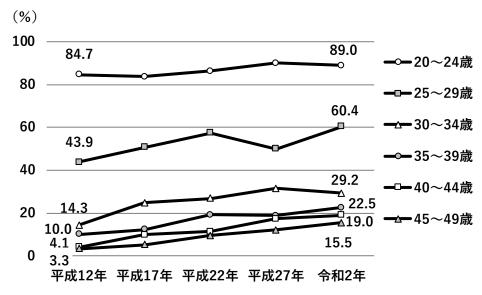
本町の未婚率は、平成12年から令和2年にかけて上昇傾向にあります。

年齢別にみると、平成12年から令和2年にかけて、男性では「30~34歳」「35~39歳」「45~49歳」の未婚率が15ポイント以上上昇しています。また、女性では「25~29歳」「30~34歳」「40~44歳」の未婚率が15ポイント程度上昇しています。

■男性の年齢別未婚率の推移



■女性の年齢別未婚率の推移



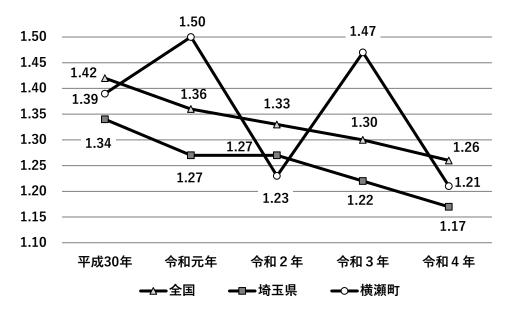
出典:国勢調査

(2)合計特殊出生率の推移

本町における合計特殊出生率は、平成30年から令和4年にかけて上昇と低下を繰り返しており、 令和4年は1.21となっています。

また、令和元年と令和3年では、全国及び埼玉県の数値を上回っています。

■合計特殊出生率の推移



出典:埼玉県の人口動態概況

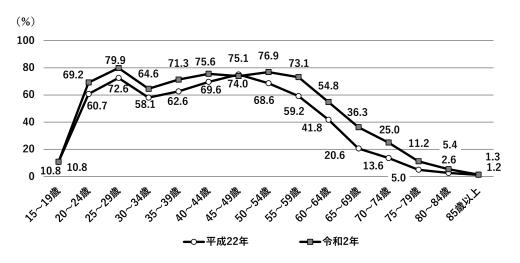


(1)男女別の年齢区分別就業率の変化

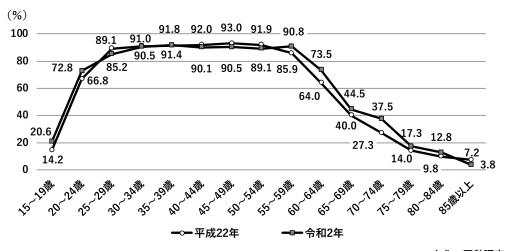
平成22年から令和2年にかけて、女性の就業率は一部の年齢区分を除き概ね上昇しています。 一方で、いずれの年においても、女性の就業率は「25~29歳」まで上昇傾向にあるのに対し、「30~34歳」で14ポイント以上低下し、それ以降少しずつ上昇しています。

女性と男性どちらも、60代から70代の就業率は比較的上昇幅が大きく、ライフスタイルに変化が 生じていることがうかがえます。

■女性の年齢区分別就業率



■男性の年齢区分別就業率



出典:国勢調査

5 二一ズ調査から把握される状況

(1)ニーズ調査の概要

子育て環境の現状や保育・子育て支援の需要、また子育て家庭の生活実態等を把握し、本計画の 策定に活用することを目的に、「就学前児童保護者」「小学生児童保護者」のそれぞれに対してニーズ 調査を実施しました。

	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査対象者	就学前児童保護者	小学生児童保護者
対象者数	258名	318名
配付·回収方法	就園児(保育所・こども園等)は 各園を通じて配付・回収 未就園児は郵送で配付・回収	小学校を通じて配付・回収
調査期間	令和6年4月15日~	~令和6年5月10日
回収数	175件	221件
回収率	67.8%	69.5%



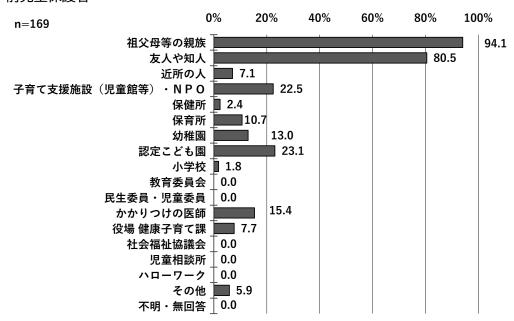
(2)ニーズ調査の結果

○気軽に相談できる人・場所(複数回答)

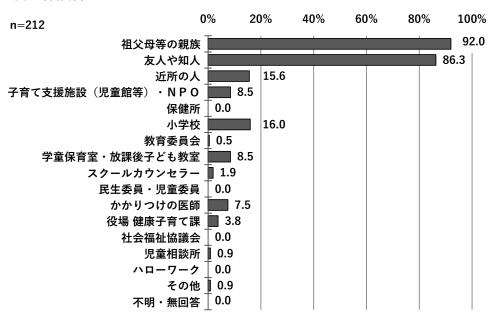
「気軽に相談できる先がある」人の相談先についてみると、就学前児童保護者と小学生児童保護者のどちらでも「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な存在が8割~9割半ばとなっています。

一方で、「役場 健康子育で課」や「保健所」といった機関や施設等は相談先として気軽に利用されにくい状況がうかがえます。

■就学前児童保護者



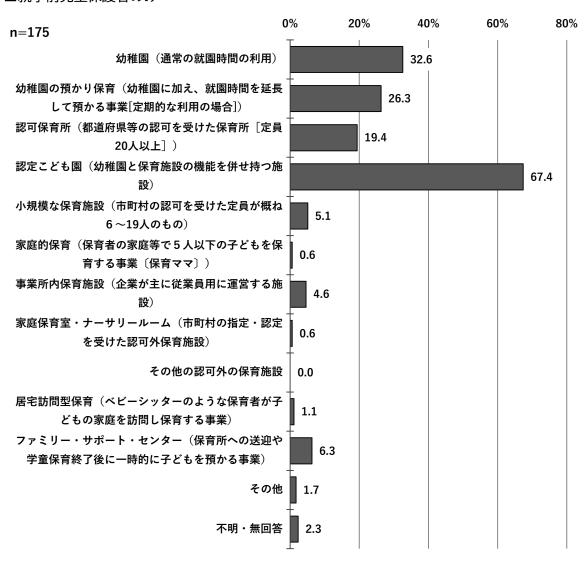
■小学生児童保護者



○定期的に利用したい平日の施設・サービス(複数回答)

定期的に利用したい平日の施設・サービスについてみると、「認定こども園」が67.4%と最も高く、 次いで「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」がそれぞれ32.6%と26.3%となっています。

■就学前児童保護者のみ

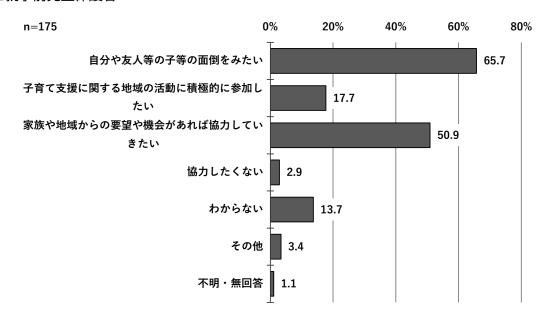


〇子育てについて協力したいこと(複数回答)

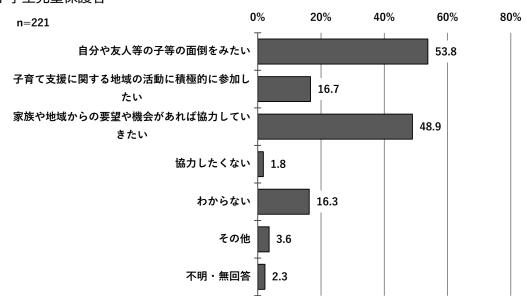
子育てについて協力したいことは、就学前児童保護者と小学生児童保護者のどちらでも「自分や 友人等の子等の面倒をみたい」がそれぞれ65.7%、53.8%と最も高くなっています。

また、同様にどちらの保護者でも「家族や地域からの要望や機会があれば協力していきたい」がそれぞれ50.9%、48.9%となっており、約半数の保護者は地域の子育てに対して協力的な姿勢でいることがうかがえます。

■就学前児童保護者



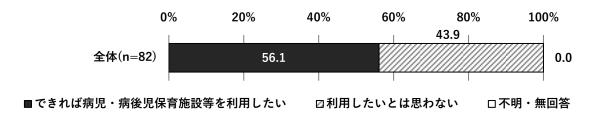
■小学生児童保護者



○病児・病後児保育施設等の利用希望

「こどもの病気やケガが原因で通常の施設やサービスが利用できなかった経験がある人」の病児・ 病後児保育施設等の利用希望についてみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 56.1%となっており、設問回答者の過半数が利用を希望しています。

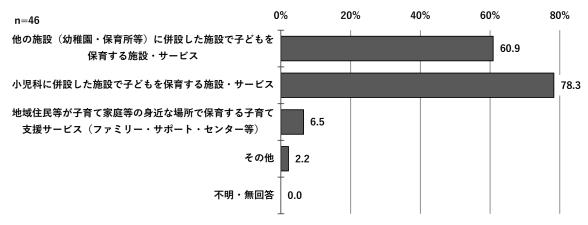
■就学前児童保護者のみ



○病児・病後児保育施設等の希望の事業形態(複数回答)

「病児・病後児のための保育施設等を利用したい人」の病児・病後児保育施設等の希望の事業形態についてみると、「小児科に併設した施設で子どもを保育する施設・サービス」が78.3%と最も高く、次いで「他の施設に併設した施設で子どもを保育する施設・サービス」が60.9%となっており、地域住民等による支援よりも公共の施設における支援が求められていることがうかがえます。

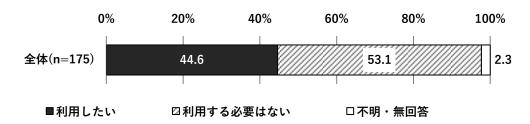
■就学前児童保護者のみ



○不定期の子育て支援サービスの利用希望

こどもを預けることができる不定期のサービスの利用希望についてみると、「利用したい」が 44.6%となっており、半数近くの保護者が利用を希望しています。

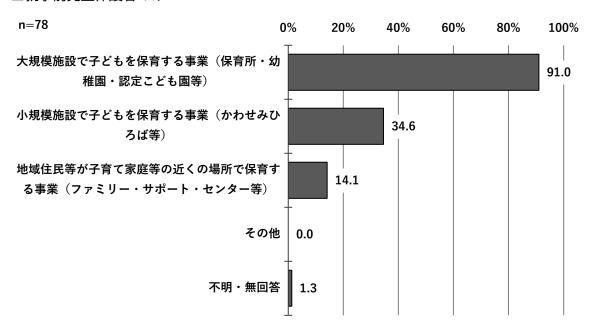
■就学前児童保護者のみ



○不定期の子育て支援サービスの希望の事業形態(複数回答)

「不定期のこどもを預けることができるサービスを利用したい人」の希望の事業形態についてみると、「大規模施設で子どもを保育する事業」が91.0%と最も高く、次いで「小規模施設で子どもを保育する事業」が34.6%となっており、病児・病後児保育施設等の希望の事業形態と同様に、地域住民等による支援よりも公共の施設における支援が求められていることがうかがえます。

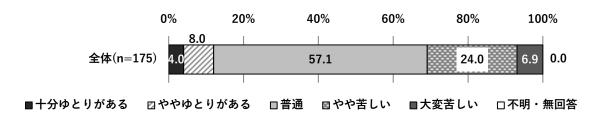
■就学前児童保護者のみ



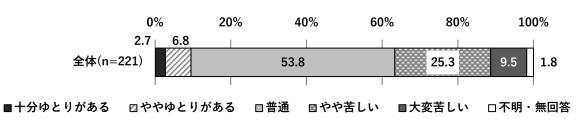
○現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況についてみると、「やや苦しい」と「大変苦しい」の合計が「ややゆとりがある」 と「十分ゆとりがある」の合計より高く、その差は就学前児童保護者で18.9ポイント、小学生児童保 護者で25.3ポイントとなっています。

■就学前児童保護者



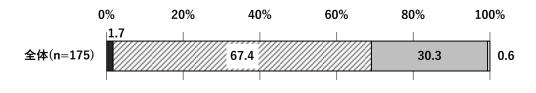
■小学生児童保護者



○教育を受けさせるためのお金の準備状況

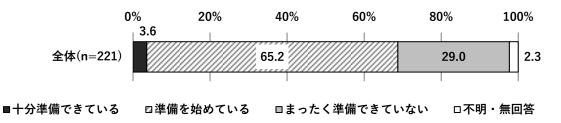
教育を受けさせるためのお金の準備状況についてみると、就学前児童保護者と小学生児童保護者のどちらでも「まったく準備できていない」が約3割となっています。

■就学前児童保護者



■十分準備できている □準備を始めている □まったく準備できていない □不明・無回答

■小学生児童保護者



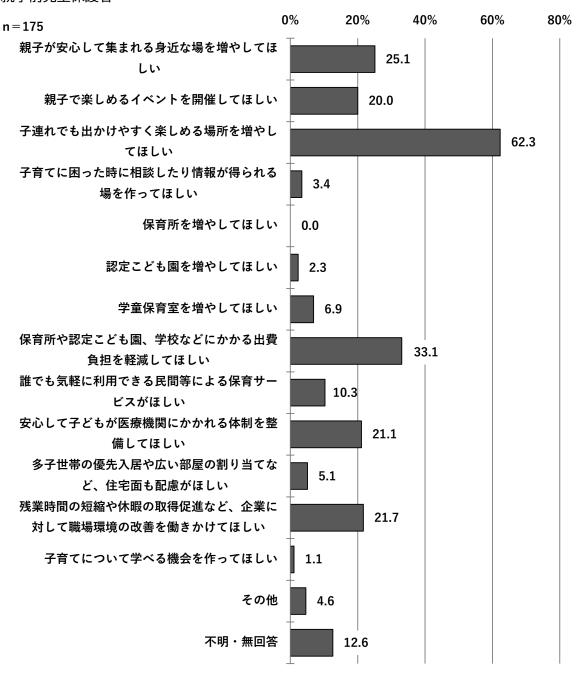


○子育て支援環境の充実のために必要な支援策(複数回答)

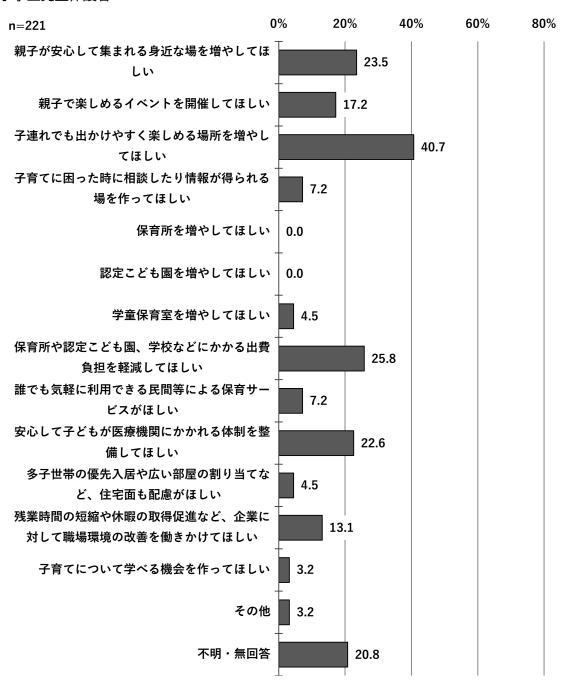
子育て支援環境の充実のために必要な支援策についてみると、就学前児童保護者と小学生児童保護者のどちらでも「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」がそれぞれ62.3%、40.7%と最も高くなっています。

また、同様にどちらの保護者でも「保育所や認定こども園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」がそれぞれ33.1%、25.8%と2番目に高くなっており、経済的な支援が求められていることもうかがえます。

■就学前児童保護者



■小学生児童保護者

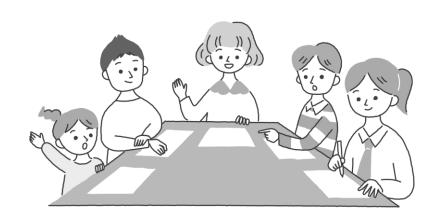


6 ヒアリング調査から把握される状況

(1)ヒアリング調査の概要

こども・若者の生活環境等について、当事者から直接話をうかがい、ご意見・ご要望を把握することを目的に、町内の中学生や地域活動を担う20~30代の若者、また町役場の若手職員を対象として、ヒアリング調査を実施しました。

区分	こども ま		者
対象者	中学生	地域活動を担う若者	町役場若手職員
対象者数	6名	6名	8名
調査実施日	令和6年8月28日	令和6年8月25日	令和6年8月28日
実施時間	60分程度	60分程度	60分程度
1回あたりの対象人数	6名	6名	4名
実施場所	横瀬中学校	エリア898	横瀬町役場



(2)こどもへのヒアリング調査の結果

○困っていることや不安に感じていること

項目	内容
がせること	志望校が決まらない。
将来のこと	将来やりたいことが決まらない。
	同い年の友人がおらず、居心地の悪さを感じることがある。
人間関係	(習い事や地域イベント等)
	周りの人に不安や悩みを(直接)言い出しにくく、1人で抱えてしまう。
	髪型のルールが少し厳しいように感じる。
学校関係	部活の指導者の質に配慮してほしい。
	勉強が難しい。

○困った時や不安な時の対応方法

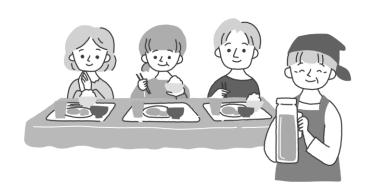
項目	内容
実施 していること	親や友人に相談している。
	自分で調べたりすることで不安を和らげている。
	学校の進路相談を活用している。
実施した方が いいと思うこと	対面でなくても(オンラインで)相談できる機会。
	制度の周知方法に SNS やメールを活用。
	(SNS やメールの存在そのものをわかるようにしてほしい。)

○町内の人との関わり方

項目	内容
同年代の人	「町民体育祭」のようなイベントには、同年代の友人と一緒に参加したい。
	昔からの知人が多く、地域内で頻繁に会うことに関して、特に抵抗等は感じな
	را _،
地域の人	普段から、地域の人と挨拶をしたり、交流することが多い。
	イベント等に参加すると、普段話さないような人とも仲良くなれる。

〇居場所(地域環境)や雰囲気

項目	内容
過ごしやすい (好きな)特徴	東京から帰ってくると、安心するような雰囲気がある。
	自然が豊かで、気分転換ができる。
	秩父のような他の地域へのアクセスがよい。
	町のつながりが強い。
	エリア898のようなスペース(勉強したり友達と集まったりする場所)がある。
	職場体験をしてから武甲温泉が好きになった。
過ごしにくい (苦手な)特徴	チェーン店が少なく、友人と集まって気軽に食事できるような施設がない。
	年齢が上がると、遊ぶ場所が少なくなり、秩父まで出る必要がある。



(3)若者へのヒアリング調査の結果

○困っていることや不安に感じていること

項目	内容
将来のこと	仕事の選択肢が狭い。
	どんな仕事があるのかわからない。
	学校や就職等、進路に悩む。
人間関係	出会いが少ない。
	若者が集まるコミュニティが少ない。
	誰(どこ)に相談すればいいのかわからない。
	密なコミュニティであるため、身近な人に相談がしにくい。
生活関係	通学に時間がかかる。

○困った時や不安な時の対応方法

項目	内容
(個人的に)実施 していること	知人等の身近な人や上司に相談する。
(町として)実施 していること	窓口に来る人には、相談しやすいように声かけをしている。
	なんでも相談室の実施。(利用者は高齢者が大半)
	ニーズに応じた行事等の開催。
実施した方が いいと思うこと	相談の間口を広げる。(「命の相談室」みたいに限定しない)
	半強制的に話を聞くような機会を設ける。
	逃げ場や頼る場があることを知っておけるような仕組みづくり。
	就職への一層の支援。(就職先のリストアップ等)
	オンラインの相談事業の一層の充実。
	制度を知ってもらえるように周知方法を工夫する。

○町内の人との関わり方

項目	内容
同年代の人	入学や就職を機に町外へ出てしまう人が多く、寂しい。
	町外の友人もいるが、地元の友人に会いたくなる。
	「25歳成人式」のように半強制的に人が集まる機会があるといいと思う。
地域の人	交流せずに暮らすのが難しいくらい、普段から交流が多い。
	イベント等を通して、違う年代の人と交流できる機会が多い。
	高齢者と関わる機会の多さゆえに、価値観のギャップを感じることが多い。
	若者は、地域での交流が必ずしも必要な(欲しい)わけではない。
	温かく受け入れてくれるため、親しみやすく馴染みやすい人が多い。

〇居場所(地域環境)や雰囲気

項目	内容
	人が温かく、町外の人からもその雰囲気を羨ましいと言われることがある。
	ウォーターパークや町民グラウンドのような遊んだり友人と過ごしたりできる
	施設。
過ごしやすい (好きな)特徴	都会とは異なる、落ち着いた雰囲気。
(X) C (X) (X) (X)	自然が豊かでリフレッシュできる。
	東京へのアクセスもよく、住みやすい。
	世代を超えた大きなイベントがある。
過ごしにくい (苦手な)特徴	近所との距離が近く、情報が筒抜けになってしまうことがある。
	地区によっては一軒一軒が離れており、交流が少ない。
	何でも揃うような商業施設がない。
	娯楽施設がなく、年齢が上がると町内で遊ぶのが難しい。

○町に求めることや現状について感じていること(課題意識)

項目	内容
人間関係	外国籍の人等、お互いに交流しづらい雰囲気を感じる。
	漠然とした生きづらさを感じている人がいるように感じる。
生活関係	土日が休みの仕事の場合、役場の窓口に行きづらい。
	一度町から出た人が、帰りたくなるような仕組みがあるとよい。
	制度利用者の満足度は高いが、制度を知らない人が多いため、周知方法を工夫
制度関係	した方がよい。
	若者の将来や夢を支援できるような機会・仕組みがあるとよい。
行事等	体験イベント等には親子連れが多く、そのような場が求められていると感じる。
	振興イベントに来てくれるような「町を盛り上げたい」と考える若者も一定数い
	る。
	租税教室等、小学生向けの講演では、小学生は興味津々の反応を示してくれ
	る。
	出会いのきっかけとなるような場所・機会があるとよい。

7 前回計画期間の事業実施状況

前回計画では、5つの基本目標を設定し、それぞれの基本目標の下に各種事業が定められました。 以下では、各種事業の実施状況について、一部を抜粋して示しています。また、今後の対応が必要な 事項を課題として示しています。

(1)基本目標1 すべての子ども・子育て家庭の支援

〇実施状況

項目	実施状況
認定こども園や 保育所との連携強化	認定こども園や保育所と連携し、保護者のニーズに沿った一時預かり事業
	等を実施している。
子育て世代包括支援	育児や発達に関する相談対応等、子育て家庭への支援を実施している。
センター事業の充実	今後も多職種と連携しながら、一層の支援の拡充を図る。
子育て情報提供	ガイドブック・町広報・ホームページ・SNS・アプリ等を通して、子育て情報
の推進	を発信している。
放課後	横瀬小学校にて、低学年の児童を対象に、さまざまな体験活動等を実施し
子ども教室事業	ている。
学校給食費の助成	令和5年度より、学校給食費を無償化している。
学童保育室の 充実	平日及び長期休暇期間に開室し、児童の安全・安心な居場所づくりを行っ
	た。
児童館の 充実	行事・イベントを企画・運営し、交流の場として充実させた。
	また、中学生のボランティア受け入れ等を行った。

項目	課題内容
障がい児保育の 促進	入所を希望する児童の受け入れには、対応する保育士や看護師等が必要
	となり、障がいの状況によっては施設整備の必要もある。
病児・病後児保育等 の検討	ちちぶ定住自立圏の共生ビジョンとして近隣市町と情報交換を行ったが
	費用対効果等を考慮すると実現は難しくなっている。
育児グループの 活動支援	行事や事業に参加する親子は多いものの、地域での自主グループの活動
	までは実施されていない。

(2)基本目標2 親子の健康の維持及び増進

〇実施状況

項目	実施状況
ほっとハグくむ	ちちぶ定住自立圏事業として実施し、横瀬町では児童館で実施している。
ママサロン	また、令和5年度より新たに「マタニティ教室」を開始している。
子育て世代	妊娠前から子育て期までの身近な相談に応じつつ、必要な支援につなぐ
包括支援センターの	「伴走型相談支援」と、経済的負担軽減のため「出産・子育て応援金」を支給
設置	する「経済的支援」を一体的に実施している。
親子に対する	幅広い世代に向けた料理教室を開催している。よこぜまつりでは、子育て
食育の推進	家庭を含む幅広い参加者に、郷土料理を提供し、周知した。
	専門職による個別相談を年3回実施しているほか、支援者の相談にも応じ
こどもの心の 相談事業	た。令和5年度で終了し、令和6年度より随時対応することを目的として、
IHD(3-N	「家族すくすく相談」に集約している。
療育相談の 充実	すきっぷ教室(健診後のフォローや、少人数での集団活動を経験する場を
	提供)、はぐくみ相談(専門職による運動・ことば・作業の療育相談の実
	施)、発達相談事業等の相談支援の拡充を図った。また、ことばのはぐくみ
	相談に関しては、オンラインによる相談を開始した。

項目	課題内容
小児医療相談の	小児科・産婦人科オンライン相談事業や夜間小児初期救急対応について、
充実	毎月周知は行っているが、利用促進に向けて PR を強化する必要がある。



(3)基本目標3 支援が必要なこどもへの対応などきめ細かな取り組みの推進

〇実施状況

項目	実施状況
虐待防止に関する 啓発の推進	広報配布時の回覧等により、こどもに対する不適切な関わりの防止に向け
	た啓発や相談先の周知等を実施している。
	また、職員が研修へ積極的に参加することで、資質向上に努めている。
障がい児教室の 充実	特別支援学級を配置し、各校が特別支援教育コーディネーターと連携しな
	がら、保護者の理解の下で適切な支援を実施している。
ひとり親家庭等医療 費支給制度の実施	令和5年1月診療分より、現物給付の範囲を秩父郡内から埼玉県内の医療
	機関に拡大し、利便性の向上を図っている。
安定した 生活への支援	児童扶養手当は毎年支給額が増額されており、経済的支援を図っている。

項目	課題内容
就業支援の	ひとり親世帯への就業支援の実施に向けて、公共職業安定所等との緊密
推進	な連携が必要である。



(4)基本目標4 健やかな成長を支える教育環境の整備

〇実施状況

項目	実施状況
認定こども園におけ る預かり保育の推進	施設等利用給付費認定を行い、預かり保育を必要とする保護者に対して
	サービスを提供している。
健康管理意識の 普及	全児童生徒に対して健康診断を実施し、他にも栄養士による食育事業等
	を実施している。
職場体験の充実	中学生が、保育所・道の駅・コンビニ・ホームセンター等の職場体験を行っ
	ている。
スポーツ・レクリエー ション活動の推進	駅伝競走大会や町民体育祭を実施し、心身の健全な発達の促進に努めて
	いる。

項目	課題内容
人材の 育成・確保	学校応援団やボランティアによる子育て支援について、人材確保に難航し
	ている。
不登校・ひきこもり 対策の推進	不登校等のこどもに対して、継続的に支援をしていくことが難しくなって
	いる。
学校・家庭・地域の 連携強化	問題を抱える児童生徒への支援について、必要に応じて関係機関との情
	報共有は実施しているものの、組織的な連携を強化して対応することはで
	きていない。
伝統文化等の継承と 振興の推進	コロナ禍の影響により未実施状態が続いており、指導者の育成や体験(教
	育)機会の充実を進める必要がある。
家族ぐるみのボラン ティア活動の促進	ボランティア活動への親子での参加は、時間等の問題により制約が多く、
	実施に難航している。

(5)基本目標5 安心して子育てができる生活環境の確保

〇実施状況

項目	実施状況
DL VOLLET	交通指導員や交通安全母の会による定期的なパトロールを実施している。
防犯対策の 充実	また、「安心・安全メール」による情報の周知や、地域と情報共有しながら
70%	防犯灯の設置等の環境整備を実施している。
交通安全の	毎週金曜日に、交通指導員による立哨指導を実施している。
推進	チャイルドシート購入への助成と、適切な使用方法の周知を実施している。
子どもまちづくり	12名の小学6年生に参加してもらい、町や学校に対する意見や、まちづく
プラン事業	りに関する提案について聞き取りを実施した。
再就職・再雇用の	合同就職面接会を実施したほか、公共職業安定所等との連携を図り、雇用
促進	の確保・安定化に努めた。

○課題

項目	課題内容
安心して住める	耐震化に向けた住宅リフォーム補助金の利用が少ないため、一層の周知と
住宅の普及促進	利便性の向上を進める必要がある。
父親の	「赤ちゃんくらす」のような講座へ参加する父親は少ないため、父親が参加
育児参加の促進	しやすい講座内容の工夫が必要である。



第2章 横瀬町のこども・若者をめぐる状況

(6)前回計画策定後の新規事業

前回計画策定以降、こども・若者施策の一層の充実に向け、新たに実施した項目を以下の表に示しています。

基本目標	項目内容
	子ども家庭総合支援拠点の運営
	よこハグ(アプリ)を活用した
1 すべての子ども·子育て家庭の支援 	子育てに関する情報の周知
	横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設 (エリア898・899)の運営
つ、朝マの唐馬の維持など増生	助産院や産婦人科における産後ケア事業の実施
2 親子の健康の維持及び増進	乳幼児健康診査の対象拡充
4 健やかな成長を支える教育環境の整備	GIGA スクール構想に向けた環境整備
5 安心して子育てができる 生活環境の確保	合同就職面接会の開催
	なんでも相談室の運営
その他	秩父地域居場所づくりサポートセンターの開設
	こどもの居場所の整備

第3章 計画の基本的な考え方

1 本計画の基本理念

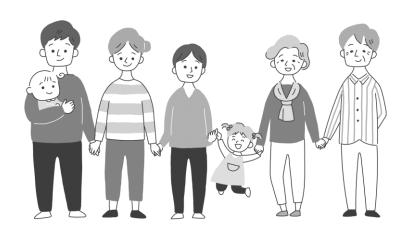
前回計画である「第2期横瀬町子ども・子育て支援事業計画」では、「自然の中で色とりどりの子育 て・子育ち 笑顔の花がひらくまち」を基本理念とし、子ども・子育て支援に関するさまざまな取り組 みを進めてきました。

今回策定する本計画は、既存の「子ども・子育て支援事業計画」に加えて「こども・若者計画」と「こどもの貧困解消対策計画」の内容を組み込むものとなります。そのため、少子化の現状や子育て家庭が抱えるニーズといった、子育てを巡る現状に留まらず、次代を担うこども・若者の成長や活躍を取り巻く現状、こどもを取り巻く家庭の経済状況・貧困への対策等を踏まえていく必要があります。

本計画では、こども大綱で示されている「こどもまんなか社会」を踏まえ、すべてのこども・若者それぞれが持つ多様な価値観が受け入れられ、温かみのある人の輪が広がる地域社会全体で子育て・子育ちが支えられることで、住みよく心身ともに健やかに成長できる町を目指して、「温かな色とりどりの支え合い こどもの「幸せ」かなうまち」を基本理念とします。

【基本理念】

温かな色とりどりの支え合い こどもの「幸せ」かなうまち



~こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」~ (「こども大綱」より一部省略・改変)

「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会のことです。

こうした「こどもまんなか社会」の実現は、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らし く自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを 産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、こどもや若者、子育て当 事者の幸福追求において非常に重要です。また、その結果として、少子化・人口減少の流 れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性 を高めることにつながります。すなわち、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、すべて の人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながります。





2 施策の体系

(1)必要な事業量の見込み

基本理念「温かな色とりどりの支え合い こどもの「幸せ」かなうまち」の推進にあたっては、国から 提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。(本計画の第4章)

その上で、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育 て支援事業を提供していきます。

(2)基本目標と基本施策

本計画では、前回計画の5つの基本目標を踏まえつつ、新たに「子ども・若者計画」と「こどもの貧困解消対策計画」を組み込むことによる施策の対象や幅の広がりを考慮した上で、5つの基本目標を設定し、さらにそれぞれに基本施策を設け、総合的にこども施策を推進していきます。

基本目標1 すべてのこども・子育て家庭への支援

すべてのこどもや子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえて、充実した保育サービスを提供するための環境整備を図るとともに、経済的支援を行います。また、子育てをする親同士が相談・交流できる機会の確保、親子で過ごすことができる場の整備等、ニーズに応えるための環境整備と、積極的に子育てをサポートする温かい地域を目指し、子育て家庭を地域全体で支え合うネットワークづくりを推進していきます。

■基本施策

- 1. 教育・保育サービスの充実
- 2. 地域における子育て支援サービスの充実
- 3. 地域における親子の居場所づくり
- 4. 子育てに対する経済的支援

基本目標2 親子の健康の維持及び増進

安心してこどもを生み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相 談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図る等、母子保健の充実を図る とともに、各種制度の利用促進に向けた取り組みを推進します。

■基本施策

- 1. 妊婦等に対する保健・医療の充実
- 2. こどもの健康を守る体制の整備

基本目標3

支援を必要とするこども・若者・子育て家庭へのきめ細かな取り組みの推進

困難を抱えている状況は場合によりさまざまであることを踏まえ、支援を必要とするすべてのこども・若者・子育て家庭のニーズに応えるためのきめ細かな取り組みを推進します。また、すべての子どもの権利が尊重され、誰もが自立した生活ができるよう、情報の周知や支援制度の充実等を図ります。

■基本施策

- 1. 児童虐待防止対策の充実
- 2. 障がい児施策の充実
- 3. 困難を抱えるこどもや家庭等への支援の充実

基本目標4 健やかな成長を支える地域の教育環境の整備

こども・若者が心身ともに健やかに成長し、豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭・学校・地域社会の連携を更に強化することで、多様な教育機会の確保や家庭・地域の教育力の向上を図ります。

■基本施策

- 1. こどもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進
- 2. 家庭や地域の教育力の向上
- 3. 多様な教育・活動機会の提供

基本目標5 安心して生活できる環境の確保

こども・若者・子育て家庭の暮らしやすさに配慮し、道路交通環境や公共施設等の整備を推進するとともに、防犯体制の強化にも取り組み、関係機関・団体等との連携を強化しながら、安全・安心な暮らしに必要な情報の周知に努めます。また、子育てにおける男女の負担の差や若者の就労状況等を改善し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる地域社会づくりを推進します。

■基本施策

- 1. 安全・安心な地域づくり
- 2. 暮らしやすさに配慮した生活環境の整備
- 3. 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

(3)施策の体系

基本理念

温かな色とりどりの支え合い こどもの「幸せ」かなうまち

基本目標1 すべてのこども・子育て家庭への支援(P.55)

基本施策

- 1. 教育・保育サービスの充実(P.55)
- 2. 地域における子育て支援サービスの充実(P.57)
- 3. 地域における親子の居場所づくり(P.59)
- 4. 子育てに対する経済的支援(P.61)

基本目標2 親子の健康の維持及び増進(P.62)

基本施策

- 1. 妊婦等に対する保健・医療の充実(P.62)
- 2. こどもの健康を守る体制の整備(P.64)

基本目標3 支援を必要とするこども・若者・子育て家庭へのきめ細かな取り組みの推進(P.66)

基本施策

- 1. 児童虐待防止対策の充実(P.67)
- 2. 障がい児施策の充実(P.68)
- 3. 困難を抱えるこどもや家庭等への支援の充実(P.69)

基本目標4 健やかな成長を支える地域の教育環境の整備(P.70)

基本施策

- 1. こどもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進(P.70)
- 2. 家庭や地域の教育力の向上(P.73)
- 3. 多様な教育・活動機会の提供(P.74)

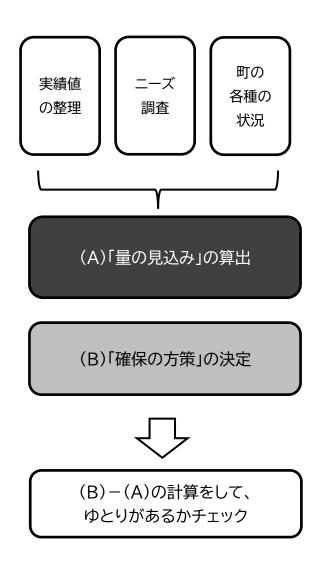
基本目標5 安心して生活できる環境の確保(P.75)

基本施策

- 1. 安全・安心な地域づくり(P.75)
- 2. 暮らしやすさに配慮した生活環境の整備(P.77)
- 3. 仕事と生活の調和に向けた環境の整備(P.78)

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法の規定では、市町村が定める教育・保育提供区域ごとに、教育・保育等の各種の事業の必要量の見込み及びそれらの確保の方策を定めることとなっており、本計画の策定にあたっては下図のプロセスで定めました。



- ○事業ごとに、利用回数や利用人数が「これまでどうだったか(実績値)」を整理します。 さらに、町民に対しニーズ調査を行い、各事業に対するニーズを把握します。そこに町の各種の状況を加味した上で、「量の見込み」を算出し、「確保の方策」を定めます。
- ○「量の見込み」は、本計画期間において対応が必要となる各事業の量(利用人数や利用回数等)を推計したものです。推計は、実績値やニーズ調査を基に行っています。
- ○「確保の方策」では、本計画期間にどれだ け各事業の量を確保するか、内訳ごとに 示しています。それらの内訳の合計が、当 該事業の確保量となります。
- ○「量の見込み」に対し、「確保の方策」の合計が上回っていれば、事業の実施態勢として、見込みに対するゆとりがあるといえます。

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設の整備 状況等の条件を総合的に勘案して定めることとされており、本計画においては、本町全体を1区域と して設定します。

2 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

■児童人口推計(参考)

以下の人口推計を基に、本章で示した各事業の算出を行っています。人口推計は、コーホート変化 率法によるものです。

単位:人

	ز_	れまでの	実際の数	値(実績値	直)		今	後の推計	値	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	47	34	48	35	31	34	34	33	32	30
1歳	44	53	33	51	37	31	34	33	32	31
2歳	54	42	52	33	55	39	33	36	35	34
3歳	56	53	45	51	35	59	42	36	39	38
4歳	49	54	50	46	51	35	59	42	37	40
5歳	53	44	54	50	46	51	36	60	43	37
6歳	50	51	46	57	49	45	50	35	59	43
7歳	53	52	50	47	58	49	45	50	35	59
8歳	66	53	51	51	48	59	50	46	51	35
9歳	66	69	54	52	48	45	55	47	42	47
10歳	59	64	70	54	53	49	46	56	48	43
11歳	76	59	64	69	54	53	49	46	56	48



第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

(1)3号認定(0歳)の人数(各年度4月1日時点)

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定 こども園において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

単位:人

									TIZ-71
	これまでの	り実際の数値	直(実績値)				本計画期間	•	
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
							量の見込み		
4	4	6	2	1	3	3	3	3	3
							確保の方策		
	実績値	の内訳・町内	の施設		町内の施設での受け入れ				
1	1 1 2 1 1 6 6 6 6						6		
1	2	1	1	0	5	5	5	5	5
	実績値	の内訳・町外	の施設			町外の	施設での受	け入れ	
2	1	0	0	0	1	1	1	1	1
0									'
		方策·合計	12	12	12	12	12		
		けるゆとり	9	9	9	9	9		
	1 1 2	R2 R3 4 4 実績値 1 1 1 2 実績値 2 1	R2 R3 R4 4 4 6 実績値の内訳・町内 1 1 2 1 2 1 実績値の内訳・町分 2 1 0 0 0 3	4 4 6 2 実績値の内訳・町内の施設 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 0 0 0 0 3 0 確保の	R2 R3 R4 R5 R6 4 4 6 2 1 実績値の内訳・町内の施設 1 1 2 1 1 1 0 実績値の内訳・町外の施設 2 1 0 0 0 0	R2 R3 R4 R5 R6 R7 4 4 4 6 2 1 3 実績値の内訳・町内の施設 1 1 2 1 1 6 1 2 1 1 0 5 実績値の内訳・町外の施設 2 1 0 0 0 0 1 0 0 3 0 0 6 確保の方策・合計 12	R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8 4 4 4 6 2 1 3 3 実績値の内訳・町内の施設 町内の 1 1 2 1 1 6 6 6 1 2 1 1 6 6 6 1 2 1 1 0 0 5 5 5	R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 量の見込み 4 4 4 6 2 1 3 3 3 3 確保の方策 実績値の内訳・町内の施設 町内の施設での受 1 1 2 1 1 6 6 6 6 1 2 1 1 6 6 6 6 1 2 1 1 0 0 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 量の見込み 量の見込み 単の見込み 単の見込み 単の見込み 単位



(2)3号認定(1~2歳)の人数(各年度4月1日時点)

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定こども 園において、必要な1~2歳児保育定員の確保を図ります。

単位:人

これまでの実際の数値(実績値) 本計画期間											
		これまでの	り実際の数値	直(実績値)		1		本計画期間			
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
								量の見込み			
町内児童(合計)	38	44	48	46	53	42	42	45	46	46	
【1歳】	13	25	17	25	22	21	25	27	29	30	
【2歳】	25	19	31	21	31	21	17	18	17	16	
								確保の方策			
		実績値の	の内訳・町内	の施設			町内の	施設での受	け入れ		
	31	26	31	34	34	49	49	49	49	49	
こども園		確保の士	等。内記二	【1歳】		24	24	24	24	24	
	確保の方策・内訳→				【2歳】	25	25	25	25	25	
	7	9	11	6	11	28	28	28	28	28	
保育所		確保の方質	等•内职→		【1歳】	14	14	14	14	14	
		降水のフノコ	W 1,10/()		【2歳】	14	14	14	14	14	
		実績値(の内訳・町外	の施設			町外の	施設での受	け入れ		
	2	3	3	2	3	8	8	8	8	8	
こども園		確保の方質	策•内訳→		【1歳】	4	4	4	4	4	
		世内へノノノコ	* L10()		【2歳】	4	4	4	4	4	
	8	6	3	4	5	8	8	8	8	8	
保育所		確保の支	策•内訳→		【1歳】	4	4	4	4	4	
	確保の方策・内訳→ 【2歳					4	4	4	4	4	
	確保の方策・合言							93	93	93	
			量の見	見込みに対す	るゆとり	51	51	48	47	47	

(3)2号認定(3~5歳)の人数(各年度4月1日時点)

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定こども 園において、必要な3~5歳児保育定員の確保を図ります。

また、世帯ごとの多様な就労状況や子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が 提供できるよう、認定こども園において、必要な3~5歳児教育・保育定員の確保を図ります。(2号 認定に相当する児童のうち、教育ニーズが高い児童は、認定こども園で受け入れ)

単位:人

		これまでの	の実際の数値	直(実績値)				本計画期間		
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
								量の見込み		
	101	93	89	80	76	81	75	73	61	57
町内児童		量の見込	ᆚᇠᆔᆕ	①保育二-	ーズ	77	71	69	58	54
		里切兄还	ው∙⋈⋑	②教育二-	ーズ	4	4	4	3	3
								確保の方策		
		実績値	の内訳・町内	の施設			町内の	施設での受	け入れ	
こども園	54	52	53	49	49	85	85	85	85	85
保育所	24	23	21	18	17	57	57	57	57	57
		実績値	の内訳・町外	トの施設		町外の施設での受け入れ				
こども園	15	9	7	4	7	10	10	10	10	10
保育所	8	9	8	9	3	10	10	10	2	10
			確保の方策	・保育ニース	ズ合計(A)	152	152	152	152	152
			こども園(教育ニーズ	への対応)	4	4	4	3	3
			確保の方策	き・教育ニース	ズ合計(B)	4	4	4	3	3
	量の見込みに対するゆとり・保育【(A)−①						81	83	94	98
		量の見込み	りに対するは	とり・教育【	(B)-2]	0	0	0	0	0

(4)1号認定(3~5歳)の人数(各年度4月1日時点)

世帯ごとの多様な就労状況や子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育が提供できるよう、幼稚園や認定こども園において、必要な3~5歳児教育定員の確保を図ります。

単位:人

		これまでの実際の数値(実績値) 本計画期間								
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
								量の見込み		
町内児童	55	57	57	59	58	67	66	71	63	63
		確保の方策								
		実績値	の内訳・町内	の施設			町内の	施設での受	け入れ	
こども園	46	47	45	45	41	60	60	60	60	60
		実績値	の内訳・町外	の施設			町外の	施設での受	け入れ	
幼稚園	9	10	12	14	17	17	17	17	177	17
こども園	0									17
				方策·合計	77	77	77	77	77	
	量の見込みに対するゆとり								14	14

(5)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では現在未実施となっていますが、本計画期間内での実施に向け、利用ニーズや国の動向を 踏まえつつ、受け入れ体制の整備等、実施に向けて検討を進めていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

(1)時間外保育事業(延長保育)(0~5歳)の利用児童数

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等において保育を実施する事業です。

引き続き事業を実施し、事業量に応じた体制づくりに努めます。

単位:人

		これまでの)実際の数値	直(実績値)		本計画期間				
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7 R8 R9 R10 R11				R11
			量の見込み							
利用児童数	0	0	0	0	-	10	10	10	10	10
								確保の方策		
	利用児童数							10	10	10

(2)放課後児童健全育成事業(学童保育室)(6~11歳)の利用児童数

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児 童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本事業においては、放課後等子ども教室事業と連携し、遊び場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有及び共働き家庭のこどもに対する放課後の居場所の確保に向け、対応していきます。

単位:人

		これまでの実際の数値(実績値) 本計画期間								
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
			量の見込み							
1年生	7	13	9	12	10	8	9	8	12	10
2年生	13	10	13	8	13	10	9	9	6	11
3年生	16	18	13	18	16	16	15	16	17	14
4年生	9	11	16	10	10	10	12	12	12	12
5年生	7	3	4	5	2	4	3	3	2	2
6年生	3	0	0	2	0	2	2	2	1	1
				量の見	込み・合計	50	50	50	50	50
								確保の方策		
				全	学年合計	50	50	50	50	50

(3)子育て短期支援事業(0~18歳)の延べ利用日数

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる事業です。主な事業内容としては、短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業です。

これまで本町での実施はなく、利用実績がないことから、必要量を見込むことが難しい状況にありますが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増加等に伴い、今後のニーズの増加が見込まれます。事業の性質上、近隣市町村の児童福祉施設等への委託を検討し、ニーズに対応していきます。

(4)地域子育て支援拠点事業(0~2歳)の延べ利用人数

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本町では、横瀬町保育所で地域子育て支援センターを実施しています。また、児童館内で「かわせみひろば」を実施しています。

量の見込み及び確保の方策では、施設定員の設定はしていませんが、ニーズに応じた支援の提供体制の確保・事業の拡充を図り、既存施設が質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。

今後も、利用者のニーズを的確にとらえ、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実 等、子育て支援拠点としての事業の充実を図ります。

単位:人回

		これまで	の実際の数値	[(実績値)		本計画期間					
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
								量の見込み			
延べ 利用人数	3, 578	3, 450	3, 360	3, 578	1	3, 501	3, 581	3, 800	3,866	3, 881	
								確保の方策			
				提供	体制(か所)	1	1	1	1	1	



第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

(5)一時預かり事業の延べ利用人数

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。保護者の利用ニーズに対応できるよう、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

①幼稚園型(3~5歳)

保護者の多様なニーズに対応するため、主に在園児を対象として通常の保育時間の前後や長期休業日に預かり保育をすることで、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

単位:人日

		これま	での実際の数	値(実績値)		本計画期間					
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
						量の見込み					
在園児 1号認定	1 507	1 022	2 202	2 107		338	362	416	399	428	
在園児 2号認定	1, 507	1,832	2, 293	2, 197	_	1, 699	1, 826	2, 112	2, 120	2, 175	
				量の	見込み・合計	2,037	2, 188	2, 528	2, 519	2,603	
								確保の方策			
				一時	預かり事業	2,037	2, 188	2, 528	2, 519	2,603	

②幼稚園型以外(1~5歳)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中保育所において一時的に預かり、必要な保育を行うことで、学校行事等の行事参加やリフレッシュ等の事由による多様な保育ニーズに対応する事業です。ファミリー・サポート・センターの事業においても一時的な預かりを行っています。

単位:人日

		これまで	の実際の数値	(実績値)		本計画期間				
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
						量の見込み				
延べ利用 児童数	181	13	13	144	_	110	104	99	91	83
								確保の方策		
			_	時預かり事業	(一時保育)	190	190	190	190	190
	ファミリー・サポート・センター(病児対応除く)						10	10	10	10
				確保の	の方策・合計	200	200	200	200	200

(6)病児・病後児保育事業(0~5歳)の延べ利用日数

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育 等する事業です。

現在、町内では病児・病後児保育事業については実施していませんが、秩父市のファミリー・サポート・センターにて、病後児保育の一部を実施しています。また、秩父圏内で広域的に実施できるかどうか、ちちぶ定住自立圏での検討事項となっています。

本町での利用実績はないことから、必要量を見込むことが難しい状況にありますが、保護者の子育てと仕事の両立を支援し、病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりを検討していきます。

(7)ファミリー・サポート・センター事業(0~11歳)延べ利用人数

子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助を行いたい方(協力会員)の会員組織で、 会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)については、ちちぶ定住自立圏事業として実施しています。

事業の周知を図り、必要な時に利用できるよう、利用者の二一ズの把握や事業の担い手となる人 材の確保に努めます。

単位:人日

	これまでの実際の数値(実績値)					本計画期間				
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7 R8 R9 R10 R1			R11	
						量の見込み				
未就学児	21	43	19	13	-	12	11	10	9	8
就学児	0	10	0	0	ı	8	7	6	5	4
					確保の方策					
	延べ利用人数 20 18 16 14					12				

(8)利用者支援事業の実施か所数

こども又はその保護者の身近な場所で、こどもの保護者(主に就学前児童保護者)を対象に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、利用者支援として子育て支援のチラシ発行等による情報提供を行っています。また、保 育所・児童館・こども家庭センターで、子育て中の保護者からの相談に応じています。

今後も引き続き、利用者支援事業として、保育所・児童館・こども家庭センターにおいて保護者からの子育てに関する相談に対応していきます。

単位:か所

		これまでの)実際の数値	直(実績値)		本計画期間				
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
						量の見込み				
基本型	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
地域子育て 相談機関	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
特定型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
こども 家庭センター型	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談 支援事業型(回)						102	102	96	96	90
						確保の方策				
					基本型	2	2	2	2	2
				地域子育で	相談機関	0	1	1	1	1
					特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型					1	1	1	1	1
机恒体与红油	1沙士坪声器	.#II		ども家庭セン	ノター(回)	102	102	96	96	90
妊婦等包括相	出改又抜事养	- E		₹	での他(回)	0	0	0	0	0

(9)養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

○養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、自宅等で、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭が少しでも安心して子育てができるよう支援を行う事業です。

本町での実績値の推移を踏まえ、計画期間においては過去実績に比べ事業量を多く見込んでいます。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果等から対象者の把握に努めるとともに、保健師等の配置により、必要な事業量の確保に努めます。

単位:人

	これまでの実際の数値(実績値)				本計画期間					
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7 R8 R9 R10 R1			R11	
						量の見込み				
訪問実人数	11	14	14	16	_	14	20	25	30	30
		確保の方策								
		訪問実人数 14 20 25 30					30			

〇子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の 居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施すること により、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本町では、出産後間もない時期等の育児や家事の負担を軽減し、安定したこどもの養育環境を整えるため、育児支援家庭訪問事業として、ちょっとしたお手伝いが必要な家庭に専門職を派遣しています。利用方法については、今後もニーズに合わせて対応を図ります。

単位:人日

			次期計画期間		
年度	R7	R8	R9	R10	R11
			量の見込み		
訪問延べ人数	143	128	113	98	83
			確保の方策		
訪問延べ人数	143	128	113	98	83

○児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本町では未実施となっていますが、支援が必要な児童が所属する関係機関等と連携し、該当する 児童に対して最適な対応を図ります。

○親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

本町では未実施となっていますが、はぐくみ相談や家族すくすく相談等により、保護者や児童に対して適切な支援体制を構築します。

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る等、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を目的とした事業です。

本町では、保育所、小・中学校、医療機関、警察署、児童相談所、民生児童委員協議会、母子愛育会等の関係機関と連携し、児童虐待をはじめとするこどもに対する不適切な関わり方をしている家庭や育児が困難な家庭等への早期対応に努めています。引き続き、関係機関・団体等と連携し、地域一体となって取り組みを推進します。





(10)乳児家庭全戸訪問事業(0歳)の訪問乳児数

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対し、町の保健師が自宅に訪問し、母子の心身の状況と保育環境の把握、子育てに関する情報提供、育児についての相談や助言、その他必要な支援を行う事業です。

本計画期間中、すべての対象家庭への訪問を見込んでいます。訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

単位:人

	これまでの実際の数値(実績値)					本計画期間				
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7 R8 R9 R10 R1			R11	
						量の見込み				
訪問乳児数	34	50	42	36	-	34 34 33 32 30			30	
	確保の方策					-				
		訪問乳児数 34 33 32					30			

(11)妊婦健康診査の延べ受診数

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では、医療機関等において実施している妊婦健康診査に対し、母子健康手帳交付時に助成券等を交付しています。本計画期間中、すべての妊婦の受診を見込んでおり、引き続き、医療機関等における受診体制の確保を図るとともに、受診の際の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

単位:人回

	これまでの実際の数値(実績値)					本計画期間				
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
						量の見込み				
実人数(人)	70	67	60	44	_	59	58	56	54	50
延べ人数	492	542	489	352	_	461	453	438	422	400
	確保の方策									
	延べ人数 461 453 438 422					400				

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町では、横瀬町就学支援費支給制度として、町内に住所を有し、町内の小・中学校に通うこどものいる世帯で、経済的要件に基づき、教育委員会で審査し認定した方に支援を行っています。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

(14)産後ケア事業の延べ利用人数

産後のお母さんと赤ちゃんの心身のケアや育児の相談支援を受けることで、安心して子育てできるようサポートする事業です。

本町では、産婦人科や助産院等で宿泊型・通所型・訪問型の3種を実施しており、今後も支援を必要とするすべての方が利用できるようサービスの充実に努めます。

単位:人日

		これまでの実際の数値(実績値) 本計画期間								
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
						量の見込み				
延べ人数【宿泊型】			0	4	0	4	4	4	4	4
延べ人数【通所型】			10	7	10	12	12	11	11	10
延べ人数【訪問型】			1	3	1	4	4	3	2	2
								確保の方策	-	-
				延べ人数	【宿泊型】	4	4	4	4	4
				延べ人数	【通所型】	12	12	11	11	10
				延べ人数	太(訪問型)	4	4	3	2	2

第5章 こども施策の展開

基本目標1 すべてのこども・子育て家庭への支援

現状把握

- 〇保育需要の多様化を踏まえ、通常の保育に加えて、一時保育、時間外保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスを質・量の両面で適切に展開していくことが課題となっています。
- ○核家族化の進行による家庭での育児力の低下や、近所付き合いの希薄化によるこども及び子育て家庭の孤立等の問題が懸念されます。保護者の交流の場づくりやこどもの居場所づくりを進めるとともに、相談制度・情報提供の推進等を通して、子育てにおける負担軽減やこども及び子育て家庭の孤立防止等に取り組むことが課題となっています。
- ○児童数自体は減少傾向にありますが、0~2歳児の保育や小学生の放課後における保育の需要 は高く、人材確保を含め、需要に対応できる適切な体制の確保が重要となっています。
- ○子育てにかかる費用負担の軽減等、各種経済的支援を適切に推進していく必要があります。

基本施策1 教育・保育サービスの充実

施策の方向

- ○保育需要に対応した適正なサービス量を確保します。
- 〇保護者の就労形態の多様化や疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに 対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。
- ○保育施設について、施設の改修やサービス向上等により保育体制の整備を図ります。



具体的な取り組み

(1)需要に応じた教育・保育サービスの充実

事業名	事業概要	担当課等
	保護者の就労又は疾病等の理由により、家庭で	
	の保育が困難な児童について、保育所・認定こど	保育所
通常保育事業	も園での保育を行います。	健康子育て課
	また、質の良い保育サービスが提供できるよう、	認定こども園
	保育教諭の研修等に努めます。	
	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、児童	
	の保育が困難になった時の一時保育の充実に努	伊 奈託
一時保育の実施	めます。	保育所は、
	また、利用条件の見直しを進める等、利便性の向	健康子育て課
	上に努めます。	
	集団保育が可能な障がいのある児童を受け入	
	れ、担当保育士による保育を行います。	 保育所
障がい児保育の推進	また、療養機関等との連携強化や発達支援巡回	
	相談による保育士及び保護者の福祉知識等の向	健康子育て課
	上を図ります。	
	ニーズにあった教育・保育サービスができる、認	 健康子育て課
認定こども園や 保育所との連携強化	定こども園や保育所と連携し、延長保育事業や一	健康丁月で味 認定こども園
111311 = 1,000	時預かり保育事業等の充実を図ります。	心化して 0国
	病児・病後児保育等の実施について、利用者の	
病児・病後児保育等の検討	ニーズの動向を踏まえ、広域的に実施体制の検	健康子育て課
	討を進めます。	
 乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業について、利用者のニーズ	 保育所
(こども誰でも通園制度)	や国のこども施策に関する動向を踏まえつつ、実	
の検討 	施に向けて検討していきます。	健康子育て課
	保育施設の改修等、保育環境の整備を行うこと	
保育施設の環境整備	により、提供する保育サービスの質の向上等を図	保育所
休月心故♥ノ塚児正開	ります。改修等の内容については、別紙にて定め	健康子育て課
	ます。	

基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向

- ○さまざまな機会を通じて、子育てに関する正しい知識の普及を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供に努めます。
- 〇子育て中の親同士が気軽に交流できる場や機会の提供に努めるとともに、きめ細かな子育て支援 に向け、子育てボランティア活動支援の充実と子育て支援活動のネットワークづくりを推進します。
- ○アプリ等の各種情報媒体を活用し、子育て情報の発信に努めます。

具体的な取り組み

(1)地域における子育て支援体制の充実

事業名	事業概要	担当課等
地域子育で支援拠点事業 の充実	幼児と保護者が気軽に集い、ふれあう仲間づくり の場を提供するとともに、子育て応援講座やかわ せみひろば等を実施し、子育て中の親子を応援し ます。	児童館
子育て世代包括支援事業 の充実	保健師や他職種と連携し、育児や発達の相談に 対応する体制を強化した「赤ちゃん・ちびっこなん でも相談室」を開催します。	健康子育て課
育児グループの活動支援	幼児の保護者が子育ての情報交換や仲間づくり を行う場を提供し、活動を広報等で広めながら、 地域の人材育成の促進に努めます。	児童館 健康子育で課
母子愛育会への支援	育児不安に悩む保護者の見守りや育児の孤立の解消・防止等、地域のニーズに応じた保健活動等を行う団体の活動を、広報等を通じて支援し、活動への理解の促進を図ります。	健康子育で課
ファミリー・サポート・ センター事業の推進	育児の援助を受けたい人と協力できる人からなる会員を募集し、育児の相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業を広域的に推進します。 また、事業や協力会員の育成講座に関する広報を行うことで、新規会員の獲得に努めます。	健康子育て課

第5章 こども施策の展開

(2)地域の相談体制・情報提供の強化

事業名	事業概要	担当課等
	保護者の育児不安や悩み等、身近な子育ての相	
	談ニーズに対応できるよう、関係機関との連携に	
	より相談体制の充実に努めます。	ゆ車フ奈ヶ 細
総合的な相談体制の充実 	また、児童福祉と母子保健を一体化し、効果的で	健康子育て課
	切れ目のない支援を行うことを目的とした「こど	
	も家庭センター」を運営します。	
	地域子育て支援の拠点として、地域子育て支援セ	
地域子育て支援センター の機能の充実	ンターにおける子育て支援に関する情報提供や	保育所
	相談対応等の充実に努めます。	
	町広報紙や子育てガイドブック等の配布を通じ	
	て、子育て支援情報の提供に努めます。	
子育て情報提供の推進	また、ホームページやアプリ(よこハグ等)といっ	健康子育て課
	た電子媒体も併せて利用し、子育て支援情報の	
	提供の充実に努めます。	



基本施策3 地域における親子の居場所づくり

施策の方向

- 〇こどもたちが安心して遊べる場、集える場、交流できる場の充実に努め、地域で活動することの楽 しさを体感できる機会を拡充します。
- 〇学校や家庭、地域における学習機会、活動の場の充実、教育環境の向上を図るため、共有ネットワークづくりを進めます。
- 〇共働き家庭等における、小学校入学後のこどもの預け先がない問題、いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、就学児童が放課後等に多様な体験・活動を行うことができるよう、安全・安心に活動ができる体制づくりを検討します。

具体的な取り組み

(1)学童保育の推進

事業名	事業概要	担当課等
	保護者が就労等で自宅を留守としている家庭の	
学童保育室の充実	児童が、放課後に安心して過ごせる場所として、	児童館
	学童保育室の充実を図ります。	
保護者や関係機関との	保護者に児童の日常の様子を伝え共有しながら、	旧辛儉
連携強化	家庭での子育てや仕事との両立を支援します。	児童館
	生活や遊びを通して、こどもの発達段階に応じた	
東業内容の女宝	育成支援ができるよう、研修参加等を通して児童	児童館
事業内容の充実	指導員の資質の向上を図るとともに、事業として	汽里 跖
	の一層の充実に努めます。	

第5章 こども施策の展開

(2)親子で過ごせる遊び場・こどもの居場所の確保

事業名	事業概要	担当課等
	遊びや体験活動を通しての仲間づくり、異年齢・	
	世代間交流の場として、幼児から高校生までを対	
	象に、児童館事業の充実に努めます。	児童館
児童館の充実	また、利用者層の拡大に向けた取り組みを推進す	
	るとともに、こどもの居場所の環境整備に向け	健康子育て課
	て、施設の改修等を行います。改修等の内容につ	
	いては、別紙にて定めます。	
	町民等と連携しつつ、エリア898・899をはじめ	
こども・親子の	とする居場所(コミュニティ施設)の設置・運営を	健康子育て課
居場所事業の推進	推進し、こどもや親子が居心地よく過ごせる場所	まち経営課
	の提供とその充実に努めます。	
放課後等子ども教室 の推進	横瀬小学校において、低学年の児童を対象に、さ	- 数
	まざまな体験活動等を行います。	教育委員会
公園の充実	公園設備の整備等を進め、施設の充実や利用者	Z±⇒€√≑⊞
	の増加を図ります。	建設課



基本施策4 子育てに対する経済的支援

施策の方向

〇子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種制度により手当の支給や費用の一部助成等を 行います。

具体的な取り組み

(1)子育てに対する経済的支援の充実

事業名	事業概要	担当課等
児童手当・児童扶養手当等 各種制度の実施	出産祝い金、紙オムツ排出用ごみ袋の支給、児童	
	手当、児童扶養手当等、各種支援制度に関する情	 健康子育て課
	報提供を進めるとともに、制度の適正な運用に	健康丁月 (味
	努めます。	
	医療費の自己負担分を支給することで、保護者	
こども医療費支給制度 の実施	の負担軽減や児童保健の向上・福祉の増進を図	健康子育て課
	ります。	
 就学援助の実施	経済的な理由で就学が困難なこどもに対し、就学	教育委員会
が一項のシスト	に必要な費用を継続的に支給します。	
	第3子以降の児童の保育料や副食費等を減免す	
多子世帯への保育料等	ることにより、多子世帯における経済的負担の軽	 健康子育て課
の軽減	減を図るとともに、少子化の改善等に向けて取り	健康丁月(味
	組みを推進します。	
学校給食費の無償化	小・中学校(私立・特別支援学校を含む)に在籍す	
	る児童生徒の学校給食費の無償化を継続して実	教育委員会
	施し、子育てにおける経済的負担の軽減を図りま	秋月女只女
	す。	

基本目標2 親子の健康の維持及び増進

現状把握

- 〇こどもを安心して生み育てるためには、こどもはもちろん親の健康管理も重要であり、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目のない支援を提供する必要があります。
- ○保健分野においては、出産前からの母子の健康管理や、親の育児不安の軽減に向けた相談事業等、きめ細かな支援体制の工夫・改善・拡大に向けた取り組みを進めていくことが重要です。
- ○こどもの急な体調の変化や突然のけが等、救急の対応が必要な場合もあることから、休日や夜間の救急医療体制について見直し等を進めていくことが重要です。

基本施策1 妊婦等に対する保健・医療の充実

施策の方向

- ○妊娠届出時の相談面接に重点を置き、保健師が妊婦健診やマタニティ教室等に関する情報や妊娠 中の正しい知識の普及啓発を行うほか、妊娠前からの啓発についても検討します。
- ○個別に支援が必要な妊婦への訪問指導等、きめ細かな対応により、安心して出産・子育てができるよう支援に努めます。

具体的な取り組み

(1)妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援

事業名	事業概要	担当課等
	妊娠を望む方の相談をはじめ、子育て中の方の	健康子育で課 児童館
	育児・授乳相談やマタニティ教室等を実施し、さ	
ほっとハグくむママサロン	まざまな不安を軽減するとともに、母子の健康維	
	持を支援することで、安心してこどもを産み育て	
	るための環境づくりを推進します。	
伴走型相談支援の充実	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育	健康子育て課
	てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫	
	して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即し	
	た必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を	
	図ります。	
こども家庭センターの運営	母子保健機能と児童福祉機能の2つの役割を担	
	うこども家庭センターを運営し、すべてのこども・	 健康子育で課
	妊産婦・子育て家庭に対する、効果的で切れ目の	
	ない一体的な支援の推進を図ります。	

(2)妊娠・出産に関する多面的な支援

事業名	事業概要	担当課等
母子健康手帳の交付	妊娠の届出に応じて母子健康手帳を交付し、妊	
	娠期から利用できるサービスについて情報提供	 健康子育て課
	を行うことで、妊娠から出産まで母子ともに健康	(建尿丁月 (味
	で快適に過ごせる環境づくりに努めます。	
+	妊婦健診・妊婦訪問等を通して、母子の健康状態	
│ 妊婦健診・妊婦に対する │ 相談支援・訪問指導の実施	を把握することで、母子ともに健やかな出産を迎	健康子育て課
	えることができるように支援します。	
- \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	不妊治療等に関する情報提供の充実を図るとと	
こどもを生みたい人 への支援	もに、早期不妊検査費や不妊・不育治療費等にか	健康子育て課
	かる医療費の一部を助成します。	
産後の心身ケア事業	健診や相談事業等の実施により、産後間もない	
	母親の身体的・精神的状況について幅広く把握	 健康子育て課
	し、受診先の医療機関との連携により、子育て支	健康丁月 (味
	援の推進を図ります。	



基本施策2 こどもの健康を守る体制の整備

施策の方向

- ○こどもの発達に応じた母子保健事業を推進します。
- ○きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児中の孤立を防止します。
- ○母子保健・医療・教育・福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。
- ○地域の医療機関と連携しながら、こどもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。
- 〇乳幼児期からの正しい食事の取り方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会の場や情報の提供に取り組みます。

具体的な取り組み

(1)こどもの健康の増進と食育の推進

事業名	事業概要	担当課等
乳幼児健康診査及び 健康教育の充実	乳幼児の心身の健全な発育を促し、安心して子育	
	てができるようにするため、専門職の派遣や設備	 健康子育て課
	の整備等により、健康診査の実施体制を充実さ	健脉丁月 (味
	せ、疾病の早期発見に努めます。	
	安全かつ安心な予防接種の実施のため、保護者	
予防接種の充実	が接種時期や期間等を正しく理解できるよう、適	健康子育て課
	切な情報提供に努めます。	
	小児救急医療や各種相談事業等について周知す	
	ることで、利用促進を図り、小児医療の維持向上	健康子育で課
小旧医療の玄宝	に努めます。	
小児医療の充実	また、夜間等の専門職への相談体制を整備・継続	
	することで、安心して子育てできる環境づくりに	
	努めます。	
	健康的な食生活を身につけられるよう、料理教室	
親子に対する食育の推進	の実施や健康まつり等における郷土料理の提供	健康子育て課
	により、食育を推進します。	
新生児聴覚検査への支援	新生児聴覚検査費用の一部を支給することによ	
	り、生まれつきの難聴を発見し、早期のうちから	 健康子育て課
	適切な治療を行うことでこどもの成長・発達を支)性球丁月(味
	援します。	

(2)こどもの健康に関する相談体制の整備

事業名	事業概要	担当課等
訪問事業の充実	専門職が家庭や通園所を訪問し、療育相談や就	
	学に向けた相談支援等を行います。	
	また、個人の状況に応じて支援ができるよう、専	健康子育て課
	門職の人材確保に努め、訪問事業の充実を図り	
	ます。	
	保健師や栄養士等に、乳幼児に関する相談をす	
	ることができる「赤ちゃん・ちびっこなんでも相談	
乳幼児相談の充実	室」を実施します。	健康子育て課
	また、開催方法について工夫する等、事業内容の	
	充実や利便性の向上に努めます。	
	〈すきっぷ教室〉	かまったで記
	こどもの発達特性を踏まえた、集団における成	
	長・発達等への支援を行う親子教室を実施しま	
	ुं के .	
	また、専門職と連携し、支援体制の確保と事業の	
 療育相談の充実	充実を図ります。	
原月伯畝の元夫	〈はぐくみ相談・発達相談〉	健康子育て課
	運動・ことば・作業について、個々のこどもの発達	
	特性に応じ、専門職による療育相談を実施しま	
	す。	
	また、専門職の人材確保等により、専門的な助言	
	ができる体制を維持します。	
家族すくすく相談	子育てや家族関係等について不安や悩みを抱え	
	る保護者やこどもに対して、保健師・助産師・心理	健康子育て課
	職等が相談支援を行います。	

基本目標3

支援を必要とするこども・若者・子育て家庭へのきめ細かな取り組みの推進

現状把握

- 〇こども一人ひとりが、障がいの有無や貧困の状況、家庭の事情等にかかわらず身近な地域で安心して生活するためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が求められます。また、地域からの孤立等を防ぐ観点では、地域全体の連携による見守りや交流・相談ができる場を充実させることが重要です。
- ○本計画の策定に先立ち、令和6年度に実施したニーズ調査では、現在の暮らしの状況について 「苦しい」又は「やや苦しい」との回答が、どちらの家庭でも3割を超える結果となっており、経済 的に困窮していると思われる家庭が存在している状況です。
- ○支援を必要としているこどもの健全な育成を図るため、地域の各家庭やこどもの現状を把握し つつ、総合的できめ細かな福祉サービスを展開していくことが重要です。



基本施策1 児童虐待防止対策の充実

施策の方向

- 〇要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携した虐待の早期発見・予防に努め、地域で の見守りも積極的に推進します。
- ○養育支援の必要なこども・保護者・妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担を行い、連携して、有効な支援を積極的に図っていきます。

具体的な取り組み

(1)児童虐待防止のための啓発・体制整備

事業名	事業概要	担当課等
虐待防止に関する 啓発の推進	広報紙の配布等による情報の周知を行うことで、	
	虐待をはじめとするこどもへの不適切な関わり	
	について、認識の普及を図ります。	
	また、子育てのストレスに悩む親のための相談先	ゆ車フ奈ヶ 囲
	についても周知し、事業の利用促進を図ることで	健康子育て課
	虐待発生の予防に努めるとともに、相談事業に	
	携わる職員等の研修参加を推進することで資質	
	の向上に努めます。	
こどもを守る 地域ネットワーク機能強化	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関・	
	団体・町民等と連携しつつ情報収集等を実施し、	健康子育て課
	地域一体となってこどもの虐待防止に努めます。	

第5章 こども施策の展開

基本施策2 障がい児施策の充実

施策の方向

- ○社会参加と自立を促進するため、発達特性に応じた療育・保育・教育環境を確保します。
- ○関係機関との連携により、早期発見・早期療育に取り組みます。
- ○多職種が多様な支援を行うことで、保護者や家庭の負担の軽減を図ります。

具体的な取り組み

(1)障がい児の療育・教育体制の整備

事業名	事業概要	担当課等
保育所・認定こども園や 療育機関等との連携強化	保健師等の専門職が保育施設や小学校を訪問	健康子育で課 福祉介護課
	し、現場の職員や保護者と連携しながら、個人の	
	発達状況に応じた保育を行います。	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	また、必要に応じて適切な支援を受けることがで	
	きるよう、療育機関へとつなげます。	
	乳幼児から18歳のこどもの成長・発達に関する	
	相談に応じ、個人の状況に応じて、早期対応の支	健康子育で課 福祉介護課
『辛も》、ハー目目―十フ	援に努めます。	
障がいに関する 相談事業の充実	また、児童発達支援・放課後等デイサービス・障害	
	児通所支援を利用する児童に対し、自立した生活	
	を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向け	
	て、ケアマネジメントを行います。	
障がい児教育の充実	小・中学校それぞれの児童生徒の特性に応じて	
	特別支援学級の配置、通級指導教室の活用を行	
	いつつ、特別支援教育コーディネーターと連携	教育委員会
	し、一人ひとりに適切な支援の実施ができるよう	
	に努めます。	

基本施策3 困難を抱えるこどもや家庭等への支援の充実

施策の方向

- ○困難を抱えるこどもやひとり親家庭等の自立に向けた支援・相談体制の充実を図ります。
- ○困難を抱えるこどもについての認識の普及を図り、こどもが孤立せず、健全に暮らしていくための 環境づくりを推進します。

具体的な取り組み

(1)困難を抱えるこどもの健全育成に向けた支援の充実

事業名	事業概要	担当課等
	子育て・生活・就労等のさまざまな分野の窓口と	
相談体制と	して、相談体制の充実に努めます。	健康子育て課
情報提供の充実	また、関係機関と連携し、福祉政策・制度につい	健康丁月 味
	ての情報提供等に努めます。	
	日常生活で抱えているさまざまな分野の困りご	
	とについて、相談への対応や、相談内容に応じて	町民課
 なんでも相談室の実施	関係する担当課等につなぐことで、安心して暮ら	
ながく 0 旧改主の天心	すことができる環境づくりに努めます。	
	また、オンラインによる相談体制を推進すること	
	で、利便性の向上を図ります。	
ヤングケアラー についての周知	ヤングケアラーの特徴やその相談先についての	
	周知等を行うことで、認識の普及や健全なこども	健康子育て課
	の育成を図ります。	

(2)ひとり親家庭等への自立支援の推進

事業名	事業概要	担当課等
	ひとり親家庭等の経済的な自立に向け、公共職	
就業支援の推進	業安定所等と連携することで、効果的な就業支援	健康子育て課
	の実施を図ります。	
	ひとり親家庭等の経済的に困難を抱える家庭の	
生活の安定化に向けた	生活の安定化に向けて、児童扶養手当や医療費	健康子育て課
経済的支援	の自己負担分の支給・保育料の軽減等、経済的支	教育委員会
	援を実施します。	

基本目標4 健やかな成長を支える地域の教育環境の整備

現状把握

- ○こども一人ひとりの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を培うために、小・中学校等における確かな学力や自立する力の育成、基本的生活習慣の指導、豊かな心と健やかな体の育成等、一体的に取り組みを進めることが重要です。
- 〇こどもの健全育成に向け、いじめ・非行・犯罪等からこどもを守るために、地域一体となって取り 組みを進めていくことが重要です。
- ○家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながらこどもの成長を支援 する地域の教育力の向上が求められており、こどもにとって多様な体験・活動機会が確保され ていることが重要です。

基本施策1 こどもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進

施策の方向

- ○幼児教育では、保育所と家庭が連携してこどもの成長を見守ることで、家庭の教育力の向上を図ります。
- ○児童生徒の主体的な学びの実現を図り、生きる力を着実にはぐくみます。
- ○質の高い学校教育を支えるための環境づくりを推進します。
- 〇こどもが犯罪等から守られ、健全に成長できる環境づくりに向けて、地域一体となって取り組みを 推進します。

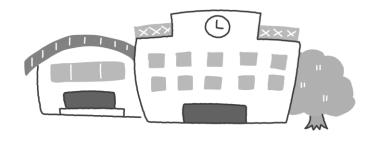
具体的な取り組み

(1)幼児教育の充実

事業名	事業概要	担当課等
認定こども園における 預かり保育の推進	両親の就労や多様化する生活の中で、ニーズに	
	対応した預かり保育を実施し、こどもの成長を保	健康子育て課
	護者と共有しながら、家庭教育の支援に努めま	認定こども園
	す。	

(2)学校教育の充実と児童生徒の健康づくり

事業名	事業概要	担当課等
地域学校協働活動	地域住民による学校応援団等と協力し、児童生	
	徒が地域活動に携わることができるよう努めま	教育委員会
	す。	
	こどもの学習面における基礎・基本の着実な定着	
 学習指導員等の配置	と、確かな学力の育成に向けて、小・中学校に学	教育委員会
十百旧夺兵守(7)癿但	習指導員等を配置し、教育の振興と学習指導体	秋月女 貝云
	制の強化・充実に努めます。	
	不登校等のこどもに対し、教育支援センターで専	
不登校・ひきこもり対策	門の指導主事等による個別指導や支援を行うと	 教育委員会
の推進	ともに、予防策の検討や小・中学校との連携等に	秋月女貝云
	より、支援の充実に努めます。	
	特別支援学校の児童生徒・保育所児童・高齢者等	
 福祉教育の充実	との交流や、介護施設でのボランティア活動・体	教育委員会
· 旧证	験活動の機会を充実させ、福祉教育の推進を図	社会福祉協議会
	ります。	
	児童生徒が健康の自己管理ができるよう、定期	
	健康診査や正しい食習慣の形成に向けた食育指	
健康教育の充実	導を通じて健康管理意識の普及に努めます。	 健康子育て課
	また、こどもに対する性教育指導の推進や、SOS	数育委員会
	の出し方教育等を実施するとともに、こどもの心	77777
	身の成長や変化への理解と接し方について、保	
	護者に啓発します。	



第5章 こども施策の展開

(3)よりよい学校環境に向けた整備

事業名	事業概要	担当課等
	教職員の働き方改革を実施し、ワーク・ライフ・バ	
教職員の負担軽減	ランスの調整等を推進することで、教職員の負担	教育委員会
	軽減に努め、教育の質の向上を図ります。	
.1. + 241+1+ &	安全・安心で質の高い教育を実現するため、校舎	
小・中学校校舎 の整備・充実	の改築・改修・機能改善等に向けた検討・取り組	教育委員会
This you	みに努めます。	
	児童生徒が日常的に使用する学校施設の安全確	
学習環境の整備・充実	保と機能充実に向け、学校教育環境の整備等に	教育委員会
	関する検討・取り組みを推進します。	
	学校運営協議会を活用し、家庭や地域と連携を	
家庭や地域との連携	図りながら、教育活動・教育環境の充実に努め、	教育委員会
	開かれた学校づくりを推進します。	

(4)青少年の健全育成

事業名	事業概要	担当課等
	地域で活動する各種青少年育成支援団体等の活	
青少年育成団体等 の育成・支援	動や育成に対して支援を行い、青少年の健全育	教育委員会
13/7/ 23/2	成の推進に努めます。	
	薬物乱用やインターネット上の有害サイト等、こど	
	もを取り巻く有害環境について、小・中学校を中	
	心に情報提供や適切な指導を図るとともに、保	
 有害環境対策の推進	護者や地域を含めて一体的に取り組みを推進し	教育委員会
日音球境对求V为EE	ます。	双月女只云
	また、いじめや非行等について、関係機関と連携	
	し、相談支援等の適切な支援につなげることで、	
	きめ細やかな支援を図ります。	
学校・家庭・地域 の連携強化	児童生徒が抱える問題に対し、町民・地区組織・	
	関係機関等との連携により、情報収集等を進め	教育委員会
	ることで、総合的な視点から対処できるよう努め	秋月女貝云
	ます。	

基本施策2 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向

- ○家庭や地域における学習・教育の充実に向けた取り組みを推進します。
- ○地域文化等に触れる機会を確保し、地域への理解促進や郷土愛の醸成等を図ります。

具体的な取り組み

(1)家庭教育の向上に向けた支援

事業名	事業概要	担当課等
家庭教育支援体制の充実	埼玉県家庭教育アドバイザー等を活用し、家庭教	教育委員会
	育に関する保護者への指導や学習指導の育成	
	等、成長発達段階に応じた家庭教育の推進に向	教 月安貝云
	けた支援を行います。	

(2)地域の教育体制の整備

事業名	事業概要	担当課等
	地域で活動する各種社会教育支援団体等の活	
社会教育団体等	動・育成等を支援し、町の自然等を活かした体験	教育委員会
の育成・支援	活動や機会の充実に努めるとともに、指導者の	教育安良云
	育成や情報交換等を図ります。	
1-1-1-11 feb	伝統文化や昔遊びを学習・体験する機会の充実	
伝統文化等 の伝承と振興の推進	に努め、伝承・振興・郷土を愛する心の育成を図	教育委員会
	ります。	
	児童生徒の多様化するニーズへの対応や教職員	
部活動の地域移行等 に向けた検討	の負担軽減に向け、部活動の地域移行について	教育委員会
	検討する等、地域一体となった教育体制の推進	秋月安 貝云
	を図ります。	

基本施策3 多様な教育・活動機会の提供

施策の方向

- 〇こどもに多種多様な教育・活動機会を提供することを通して、健やかな成長を支える環境の確保に 努めます。
- ○活動の場における他者との交流等を通して、こどもが社会との関わりを学べる環境を整備します。

具体的な取り組み

(1)教育・活動機会の拡充

事業名	事業概要	担当課等
図書館における	ブックスタート等、本に親しむ事業の充実を図り、	図書館
学習活動の促進	多様な学習機会の充実に努めます。	四百四
7+° N 6 +	各種スポーツイベントやレクリエーション活動を開	
トスポーツ・レクリエーション 活動の推進	催し、スポーツへの関心と運動意欲の向上を図る	教育委員会
, new 100	とともに、心身の健全な発達を促します。	
	保護者がこどもと一緒に地域のボランティア活動	
中セクファ	に参加できるよう、機会の提供と情報提供に努	教育委員会
家族ぐるみ ボランティア活動の推進	めます。また、開催方法についても検討を進める	社会福祉協議会
	ことで、利便性の向上を図り、親子で参加できる	11五油油 1加成五
	環境づくりに努めます。	
	保育所や認定こども園等において、中学生が保	
 保育体験の充実	育の手伝い等を通して乳幼児と関わることで、小	教育委員会
	さなこどもとふれあい、子育てを体験する機会の	社会福祉協議会
	充実を図ります。	
	中学生の進路・キャリア教育における職場体験の	
職場体験の充実	充実に向けて、町内のさまざまな団体・事業所等	教育委員会
	と連携を深め、教育機会の充実に努めます。	
農地の多面的活用の推進	農地の保全を図るとともに、こどもの農業体験学	
	習の実施に向けた支援を推進し、こどもたちが自	振興課
	然の営みにふれ、農業体験や学習・交流を行う場	11以光本
	としての、農地の活用を図ります。	

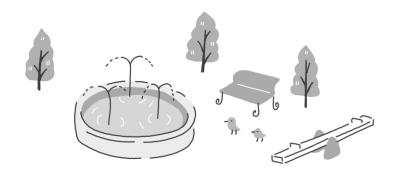
現状把握

- 〇こどもや子育て家庭、障がいのあるこどもたちをはじめ、誰もが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。また、防災や交通安全の面でも、地域やこども本人における対策 意識の醸成や自主的な取り組みの促進が重要です。
- 〇こども・若者本人が暮らしやすさや居心地の良さを感じることができるよう、意見を聴取し、ま ちづくりに反映させることや、経済的支援等を継続させていくことが重要です。
- ○仕事と子育ての両立支援が求められており、そのためにはワーク・ライフ・バランスへの認識を 社会的に高め、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに向けて支援することが重要です。 また、今後も女性が結婚や出産、子育てに夢と希望を感じられるようにするため、家庭・地域・職 場等あらゆる場面で男女がともに参加する子育ての推進が求められます。

基本施策1 安全・安心な地域づくり

施策の方向

- ○地域住民・行政・その他の関係機関や関係団体等が連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。
- ○不審者情報等、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速な発信に努めます。
- ○防犯灯の設置・管理等により、犯罪や交通事故を未然に防止します。



具体的な取り組み

(1)防犯・交通安全の推進

事業名	事業概要	担当課等
	秩父警察署と町内の2つの駐在所にきめ細かな	
	巡回を要請するほか、交通指導員や交通安全母	
	の会によるパトロールを実施し、ちちぶ安心・安	
 防犯対策の充実	全メールにて情報提供も行います。小・中学生に	総務課
別心対象の元 人	は、防犯ベルの携帯を促します。	教育委員会
	また、犯罪の防止と犯罪が起きにくい環境をつく	
	るため、地域住民と情報共有しながら、道路への	
	防犯灯の設置や維持修繕等を推進します。	
	地域防災計画に基づく予防対策を推進するとと	総務課
 防災対策の充実	もに、保育所・認定こども園、児童館、小・中学校	教育委員会
例及対象の元 人	等における定期的な避難訓練の実施により、防	秋月安貝云 健康子育て課
	災意識の向上を図ります。	(理) 原 () 同 () 研
	<交通安全教育の推進>	
	小・中学校の児童生徒を対象に交通安全教室を	
	実施するとともに、交通安全教育を推進します。	
	<立哨指導の充実>	
	交通事故の未然防止のため、通学路における安	
	全指導を積極的に行います。	
	<通学路の整備>	
	児童生徒の通学の安全を確保するため、スクール	総務課
 交通安全の推進	ゾーンの拡大、歩道の整備、ガードレールや道路	教育委員会
文旭女王0万胜医	反射鏡の設置促進等に努めます。	建設課
	<チャイルドシート購入助成>	健康子育て課
	チャイルドシートについて、購入費用を一部助成	
	し、利用促進することにより、乳幼児の交通安全	
	対策を推進します。	
	<安全マップの活用と指導の徹底>	
	こどもを交通事故から守るため、町内の道路・危	
	険箇所等を紹介する安全マップを活用し、安全指	
	導の徹底を図ります。	

基本施策2 暮らしやすさに配慮した生活環境の整備

施策の方向

- ○道路や住宅等の整備により、こどもや親子が安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- ○こども・若者の暮らしやすさの向上に向け、町民意見の反映や経済的支援を推進します。

具体的な取り組み

(1)暮らしやすさの確保

事業名	事業概要	担当課等
道路の整備	こどもやこども連れが安全に歩行できるよう、国 県道の自歩道整備を促進するとともに、町道の 交通障害箇所の解消や学校周辺等への歩道整備 に努めます。	建設課
安心して住める 住宅の普及促進	建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震 改修の必要性とリフォーム補助金制度について の周知に努めます。 また、クリーンエネルギーの普及等、住環境の改 善に向けた取り組みを推進します。	建設課環境課
こどもの意見を反映させた まちづくり	小学生と町長が対談し、こどもたちの発言や意見・要望をまちづくりに反映していくための「こども懇談会」の開催等、こどものアイデアを生かしたまちづくりに努めます。	まち経営課
経済的支援の充実	横瀬町結婚新生活支援事業補助金や定住就職促 進奨励金等、暮らしやすさの向上に向けて各種経 済的支援を実施します。	振興課町民課

基本施策3 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

施策の方向

- ○子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。
- ○出産・子育てのために退職した方や、新たに就職したい方に向けた各種支援を推進します。
- 〇各種セミナー開催の周知、啓発資料の配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供により、男女 が家庭における責任をともに担うことの意識の醸成を促します。
- ○父親も子育て・家事に参加しやすい環境づくりに努めます。

具体的な取り組み

(1)仕事と生活の両立等に向けた周知・啓発

事業名	事業概要	担当課等
育児休業制度等	関係機関や町内事業所等と連携・協力するととも	
	に、母子健康手帳交付時等の機会を利用し、育	振興課
の周知と取得促進	児・介護休業制度についての周知に努め、制度の	健康子育て課
	利用促進を図ります。	
	チラシの配布等により、家庭や地域社会における	
	男女共同参画意識の浸透及び、性別役割分担意	
 男女共同参画の推進	識の変革の啓発に努めます。	総務課
为父共问参回0万胜连	また、町内の事業所に対し、女性の活躍推進や男	振興課
	性の子育て参加意識等の啓発について、協力を	
	要請していきます。	
	チラシの配布等の広報活動を推進し、「仕事と生	健康子育て課
フーク・ライフ・バランスの 啓発	活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に掲げ	健康丁月で試 振興課
1,75	る趣旨の実現に努めます。	1水央床
	関係機関と連携し、企業への働きかけや合同就	
就職・雇用支援の促進	職面接会の開催、就業したい人の情報提供等を	振興課
	行い、雇用の確保・安定化に努めます。	
	「赤ちゃんくらす」をはじめとする、親子で参加す	
	ることのできる講座・教室等を実施することで、	
父親の育児参加の促進	父親の積極的な子育て参加・参画を促すととも	
	に、親子でふれあうことの楽しさ等についての啓	健康子育て課
	発を図ります。	
	また、事業の周知や内容の充実に努めることで、	
	利用の拡大を図ります。	

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制の充実

(1)連携による推進体制の確保

こども施策を総合的に推進するため、健康子育て課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。 また、こどもや子育て家庭に関わる保健・医療・福祉・教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、 地域ぐるみでの推進を図ります。

(2)こども・若者・子育てをみんなで支える上でのそれぞれの役割

本計画の実現に向けては、行政はもちろんのこと、地域団体や企業、家庭等がそれぞれに役割を分担して、連携・協力していくことが大切です。

町民一人ひとりが積極的にこども・若者・子育てへの支援に関わりをもつことはもちろん、町外の 人でも仕事やボランティア等で町に関わりのある人を含め、地域社会全体でこどもの健やかな成長 を温かく応援する協働体制づくりを推進します。

○家庭の役割

子育ての基本は家庭であるとの基本認識の下に、こどもをひとりの人格を持った人間として尊重 し、限りない愛情を注ぎ、しつけや子育てを男女ともに行います。

○行政の役割

こども・若者・子育てへの支援について広く町民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

○地域の役割

こどもの見守りや、さまざまなこども・若者・子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO 活動等への参加の拡大を図ります。

(3)計画の評価

毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、取り組み を評価します。

また、計画年度において、社会情勢等を考慮した上で、資料・情報に基づき事業の点検と評価を行います。

2 教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1)認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前のすべてのこどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に従い、本町では平成30年度より町内の幼稚園が認定こども園に移行しています。

本町においては、既存の認定こども園における教育・保育の一体的提供を充実させるとともに、今後の出生数の推移やニーズを把握しつつ、事業者の意向や施設の状況を十分踏まえながら、教育・保育の一体的提供を検討します。

(2)子育て家庭、保育所、認定こども園、小・中学校、そのほか関係機関との連携

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、乳児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期におけるこどもの育ちの連続性を確保するため、保育所等の関係施設(機関)と子育て家庭との信頼関係を築きながら、こどもの成長を見守り、発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることに十分留意した上で必要に応じ共有できるよう取り組んでいきます。

(3)保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上に向けた支援

今後の少子化社会において、経験豊富で資質の高い保育士が、地域子育て支援に継続的に関わっていくことができるよう、保育士が就労しやすく、働きながらキャリアアップを図ることができるような就労環境の整備や研修機会の確保等が重要となります。そのため、保育士・保育教諭等の資質向上に向け、園内研修に係る支援、各職階・役割に応じた研修、公立・施設類型を超えた合同研修、分野別研修等を実施します。

(4)幼児保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保・向上

少子化の傾向にあるものの、多様化するライフスタイルに応じて、子育て支援に対するニーズも多様化することが見込まれることから、幼児保育や地域子ども・子育て支援事業の役割は重要なものとなります。そのため、ニーズ調査や子ども・子育て審議会等の意見を踏まえつつ、町の実情に応じて質の確保・向上に努めます。

資料編

1 計画策定の経過

月日	会議名等	内容	
令和6年4月15日	子ども・子育て支援に関するアンケート 調査実施	就学前児童及び小学生児童の	
~令和6年5月10日		保護者を対象に、子育てに関	
でも他の中の方では		するニーズ及び現状を把握	
	今和6年度第1回	アンケート調査結果について	
令和6年7月18日	令和6年度第1回 横瀬町子ども・子育て審議会	審議	
		計画案についての諮問	
令和6年8月25日	こども・若者に対するヒアリング調査の	こども・若者を対象に、生活環	
令和6年8月28日	実施	境やご意見・ご要望を把握	
今和6年10日24日	令和6年度第2回	計画骨子案(第1章~第3章)に	
令和6年10月24日 	横瀬町子ども・子育て審議会	ついて審議	
今和6年12日2 5日	令和6年度第3回	計画素案(第4章~第6章)に	
令和6年12月25日 	横瀬町子ども・子育て審議会	ついて審議	
令和7年1月7日	パブリックコメント宇佐	計画案に対する意見を町民及	
~令和7年2月5日	パブリックコメント実施 	び関係者から募集	
令和7年2月12日	令和6年度第4回	パブリックコメントの報告	
	横瀬町子ども・子育て審議会	計画案についての答申	

2 横瀬町子ども・子育て審議会条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第 1 項の規定に基づき、横瀬町子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。
 - (1) 児童福祉に関すること。
 - (2) 法第72条第1項各号の規定に関すること。
 - (3) 横瀬町保育所の入所選考に関すること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、児童福祉及び子ども・子育て支援(以下、「児童福祉等」という。)に係る重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。
- 2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)
 - (2) 児童福祉等に関する事業に従事する者
 - (3) 児童福祉等に関し学識経験を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席等)
- 第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第8条 審議会は、特定の事項を調査及び検討させるため、専門部会を置くことができる。 (庶務)
- 第9条 審議会の庶務は、健康子育で課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(令和3年条例第17号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(令和 5 年条例第 4 号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 横瀬町子ども・子育て審議会委員名簿

No.	役職	氏名	所属等
1	会長	長妻 容子	横瀬町母子愛育会
2	副会長	阿左美 るみ	横瀬町社会福祉協議会
3		宮 原 みさ子	横瀬町議会
4		森 沢 望 美	横瀬町議会
5		大川 勇治	横瀬町区長会
6		金 子 真美子	横瀬小学校医
7		鈴 木 幸 子	埼玉県秩父保健所
8		赤尾勝	埼玉県秩父福祉事務所
9		逸 見 知 子	横瀬町民児協主任児童委員
10		町田 明子	横瀬町民児協主任児童委員
11		小 池 恵美子	秩父ほうしょう幼稚園
12		浅 沼 健 一	横瀬小学校長
13		富田 勲	横瀬中学校長
14		平 沼 信 哉	横瀬小学校 PTA 会長
15		四方田 剛之	横瀬中学校 PTA 会長
16		小 室 菜 穂	横瀬町保育所保護者会長
17		栁 正紀	秩父ほうしょう幼稚園 PTA 会長
18		齊 藤 雄 大	公募委員

事務局	守屋 則子	横瀬町健康子育て課長
事務局	黒澤 洋介	横瀬町健康子育て課主査

横健第886号 令和6年7月18日

横瀬町子ども・子育て審議会 会長 長 妻 容 子 様

横瀬町長 富 田 能 成

第1期横瀬町こども計画(第3期横瀬町子ども・子育て支援事業計画)案 について(諮問)

このことについて、横瀬町子ども・子育て審議会条例第2条第1項第2号の規定により、貴審議会に諮問いたします。

令和7年2月12日

横瀬町長 富田 能成 様

横瀬町子ども・子育て審議会 会長 長妻 容子

第1期横瀬町こども計画(第3期横瀬町子ども・子育て支援事業計画)案 について(答申)

令和6年7月18日付け横健第886号で諮問のあった第1期横瀬町こども計画(第3期横瀬町子ども・子育て支援事業計画)案について、本審議会として、策定段階から参画し意見を述べてきたところであり、妥当であると判断しここに答申いたします。

なお、第1期横瀬町こども計画(案)に定めた施策などを実現するため、下記 事項に留意し、子ども・子育て支援を推進することを要望いたします。

記

- 1 本審議会での議論等を踏まえ、本計画に盛り込まれた施策を確実に推進すること。
- 2 本計画策定後も、町民のニーズの把握に努め、ニーズに応じた子ども・子育て支援事業の推進を図ること。

以上

第1期横瀬町こども計画 (令和7年3月)

発行/ 横瀬町

編集/ 横瀬町 健康子育て課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

電話番号/ 0494-25-0110

